

官報

号外
平成二十一年六月九日

○第七十一回 衆議院會議録 第三十七号

平成二十一年六月九日(火曜日)

平成二十一年六月九日
午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告を求めるの動議(谷公一君提出)

平成二十一年六月九日 衆議院會議録第三十七号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○谷公一君 中間報告を求める動議を提出いたします。

この際、厚生労働委員会において審査中の第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるA案)、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるB案)、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるC案)及び根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(いわゆるD案)の四案について委員長の中間報告を求められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、動議のとおり決まりました。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)の四案につき委員長の中間報告

器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

○議長(河野洋平君) 第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十四回国会、石井啓一君外一名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、根本匠君外六名提出、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、右四案について厚生労働委員長の中間報告を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 ただいま、院議によりまして、中山太郎君外五名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、石井啓一君外一名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、金田誠一君外二名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び根本匠君外六名提出の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案について、厚生労働委員会における審査の中間報告を求めましたので、御報告申し上げます。

最初に、各案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、中山君提出案についてであります。中山君提出案は、移植のための臓器摘出及び脳死判定に係る要件について、本人の生前の臓器の提供等の意思が不明の場合に、遺族等が書面によ

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田誠一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(根本匠君外六名提出)についての厚生労働委員長の中間報告

り承諾した場合を加える等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、移植のための臓器摘出の要件について、本人が生前に書面によって臓器の提供意思を表示している場合に加え、本人が書面によって臓器の提供を拒否する意思を表示している以外の場合であつて、遺族が書面により承諾している場合とすること、

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができること等であります。

次に、石井君提出案についてであります。

石井君提出案は、移植のための臓器の提供及び脳死判定に従う意思について、十二歳以上の者が意思表示を行うことができる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、死亡した者が生存中、移植のために臓器を提供する意思を十二歳に達した後に書面により表示した場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が拒まないときまたは遺族がないときは、医師は、臓器を死体から摘出することができることとすること、

第二に、本人が臓器提供の意思を表示する場合において、親族に対して優先的に臓器を提供する意思を表示することができること等であります。

次に、金田君提出案についてであります。

金田君提出案は、臓器等の移植が、人権の保障等に重大な影響を与える可能性があることにかん

がみ、脳死の定義を改正し、脳死判定を開始することができるよう要件を明記するとともに、組織移植及び生体からの臓器移植の規制を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めること、

第二に、組織の移植については、脳死を除き、死亡した者が生存中に、組織を提供する意思を書面により表示している場合であつて、遺族がこれを拒まないとき等にできるものとすること、

第三に、生体の臓器移植については、移植対象者の配偶者または二親等以内の血族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合であつて、所要の基準を満たした病院等が承認するときにできるものとすること、

第四に、子供についての臓器等の移植については、専門家その他広く国民の意見を求めつつ検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする等であります。

最後に、根本君提出案についてであります。根本君提出案は、小児の臓器移植を可能とするため、十五歳未満の者について、その死体からの臓器の摘出及び脳死判定に係る要件を新たに設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、十五歳未満の者について、本人が臓器の提供を拒否していない場合であつて、遺族がこれを書面により承諾し、かつ、臓器の摘出等が行

われる病院等において、遺族による虐待が行われた疑いがあること等の移植医療の適正を害するおそれのある事実がない旨の確認がされている場合、医師は、臓器を摘出することができるものとすること、

第二に、この法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、臓器移植全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきものとする等であります。

次に、審査経過の概要について申し上げます。中山君提出案及び石井君提出案は、第百六十四回国会に提出され、第百六十六回国会の平成十九年六月二十日に提出者中山太郎君及び齊藤鉄夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。また、金田君提出案は、第百六十八回国会に提出され、第百六十九回国会の平成二十年五月九日に提出者阿部知子君から提案理由の説明を聴取しました。

これら三案については、第百六十六回国会から今国会まで、本委員会のもとに設置されました臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会において、参考人からの意見聴取及び質疑等が行われてきました。

小委員会におきましては、医療界、法曹界、宗教界の方々のほか、移植を受けられた方、御家族の臓器を提供された方、お子様が長期的脳死状態となった方、さらには、世界保健機関の移植医療の担当者といった幅広い分野の方々を参考人としてお招きし、我が国における移植医療の現状、移

植医療の評価、小児患者への移植に関する諸課題、臓器提供の意思表示年齢引き下げの是非、被虐待児からの臓器の摘出の防止策、脳死を人の死とする社会的合意の有無、親族に対する優先提供の是非、移植ツーリズムの削減に向けた国際的動向等に関して、さまざまな御意見を伺いました。

本委員会におきましては、今国会の平成二十一年五月二十二日に三ッ林小委員長から小委員会における審査の経過及び論点等の中間報告を聴取いたしました。その内容につきましては、お手元の配付資料を御参照ください。また、同日、今国会に提出された根本君提出案について、提出者根本匠君から提案理由の説明を聴取しました。その後、五月二十七日及び六月五日に、各案について、提出者及び政府に対する質疑を行うとともに、五日については委員からの発言が行われました。

次に、各案についての質疑の概要について申し上げます。

中山君提出案についてであります。脳死を人の死とすることに社会的合意ができていないのかとの質疑に対しては、平成四年の脳死臨調の最終答申において、脳死を人の死とすることについてはおおむね合意が得られており、新聞社の世論調査の結果においても、脳死を人の死と判定してよいとの回答が約六割に達しているとの答弁がありました。

また、中山君提出案では、「脳死した者の身体」を定義した条文を改正して脳死を人の死と法律で規定しているのではないかと指摘に対しては、

法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなっているとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であっても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しては、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となった児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対しては、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になるとの見解を示しつつ、待機患者にとって希望が持てる効果があるものになると考えているとの答弁がありました。

臓器提供の意思表示に係る親族への優先提供について、公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとこの意見に対しては、臓器移植を待っている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁がありました。

次に、石井君提出案についてですが、世界保健機関における移植ツーリズムの削減要請についてどう対応するのかとの質疑に対しては、内閣府の世論調査では、脳死下で臓器提供をしてもよいと考える者は約四割に達しており、これらの者の意思をできる限り生かす取り組みが必要であり、臓器移植に関する教育や普及啓発を図って移植を進める条件整備が必要と考えているとの答弁がありました。また、条件が整えばさらなる年齢の引き下げ等が考えられるとの答弁がありました。

また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対しては、中学校に上がる程度の年齢になれば、臓器提供について自己決定できる子供もいると考えており、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢を十二歳以上にして、臓器移植の道を開くこととしたとの答弁がありました。

臓器移植数の増加の見込みについては、十五歳以上の者は、携行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じて増加するのではないかと、また、十五歳未満の者については、本案により十二歳に引き下げてもそれほど増加はしないであろうが、教育や普及啓発により徐々にふえていくことを期待するとの答弁がありました。

次に、金田君提出案についてですが、現行の脳死判定基準に脳血流の停止を加えることとしているが、脳血流の停止を確認した後でも小児における長期脳死例があるのではないかとこの質疑に対しては、脳血流停止の確認後においても長期生存例は存在するが、脳死判定基準の適正化に向

けた取り組みが必要であるとの答弁がありました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判定基準に沿った判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含めた三回の法的脳死判定基準に沿った判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

臓器移植法の運用に関するガイドラインで規定されている組織の摘出や生体からの臓器摘出についてのルールを法律事項とした理由は何かとの質疑に対しては、罰則のないガイドラインでは、これらが遵守されない場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿ったものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行より減少するのではないかとこの質疑に対しては、基準の厳密化で、むしろ脳死判定の透明性、公平性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進み、移植数が増加するとの答弁がありました。

次に、根本君提出案についてですが、脳死を人の死としないまま十五歳未満の子供の脳死判定や臓器提供について親に承諾を求めることは矛盾しているのではないかと、また、親に重い決断を迫ることになるのではないかとこの質疑に対しては、脳死を人の死とする社会的合意がない中で、本人の崇高な意思表示により脳死下での臓器提供を認める現行制度の枠組みを崩さず、子供の人格形成にかかわってきた親が意思を代弁する仕組みを設けるものであるとの答弁があり、また、親が子供の脳死判定の承諾に当たり悩むことになる

が、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答弁がありました。

さらに、臓器移植に係る要件を十五歳で区分することの根拠、国民がその説明を理解できるかとの質疑に対しては、民法上の遺言可能年齢を参考にしている現行制度の枠組みを踏襲しているとの答弁がありました。

虐待を受けた児童からの臓器摘出を防ぐ手だてについては、児童虐待防止法に基づく虐待防止の手引のチェックリストによる確認等を想定しているとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

臓器提供に際しての親族への優先提供を設けない理由は何かとの質疑に対しては、現行法の基本理念である移植機会の公平性の確保に反するためとの答弁がありました。

臓器移植数の増加見込みについては、数値で答えることは困難であるが、新たに道が開かれる十五歳未満の者について、急激な移植数の増加は見込まれないと考えており、十五歳以上の者を含め、携行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じてふえていくことを期待するとの答弁がありました。

また、政府に対しては、小児の救急医療体制、特に重症患者のための小児集中治療室を整備する必要性、また、ドナーカード等による臓器の提供意思の表示機会の拡充や臓器移植に関する国民の理解を深める必要性、さらには、小児の臓器移植

について道が開かれた場合の小児科医を初めとする医療現場に対する支援の方策等について質疑が行われました。

なお、六月五日には、各案について、各委員の発言の場がありました。各案に対する賛否の表明のほか、人の生死にかかわる臓器移植の問題についてはすべての議員が議論して判断すべきとの意見、現行法の成立から十二年が経過していることから今国会において結論を出すのが国会の責務であるとの意見、臓器移植に関するさまざまな課題を整理するために慎重審議を求める意見など、さまざまな意見が表明されました。

最後に一言申し上げますが、現行の臓器移植法では、法施行後、三年を目途に検討することとされながら、既に十一年余りが経過しております。この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員会におきましては、真剣な議論が行われてまいりました。結論をまとめるに至っておりません。しかしながら、これ以上の放置は立法府として許されません。今国会で何らかの結論を出すことが、我々本院議員に与えられた責務であると考えているところであります。

また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理観等が問われるものであり、議員各位の慎重な判断が求められていることを付言させていただきます。

以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案についての中間報告といたします。(拍手)

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

○議長(河野洋平君) ただいまの厚生労働委員長の中間報告に関連して、四案について、それぞれ発言を求められております。順次これを許します。中山太郎君。

(中山太郎君登壇)

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でございます。

臓器移植に関しまして、現行の臓器移植法が成立しましてから、はや十一年余りが経過して、現在に至っております。そのため、臓器移植を受けなければ助からない多くの患者たち、とりわけ、国内で移植が認められていない小児の患者が海外に渡って移植を受ける状態が続き、今日まで、総数百二名に上っております。今後は、昨年五月にイスタンブールで行われました国際移植学会において、移植ツーリズム、また、海外における移植というもののために渡航するということは国際的に認められないということが決定されました。これがWHOに報告されている状況でございます。

私たちが提案いたしました改正案は、国際的にほとんどの国で認められており、本人意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器移植を可能にするものであり、これによって小児の臓器移植の道も開かれることとなります。

一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否する道もきちんと開かれております。

家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死判定により脳死であると判定された後、その後の

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を拒否した場合には、たとえ脳死と判定されておりましたが、臓器移植を行うことはできません。その場合、その患者は医療保険によって治療を引き続き受けることになります。

現在、A、B、C、Dの各案が議論されております。私どものA案に対してさまざまな意見がございます。

私は、今日の日本の脳・循環器系の、權威のある、最高機関である国立循環器病センターの橋本信夫総長から書簡を預かってまいりましたが、それをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様方にお知らせをしたいと思います。

なお、橋本先生は、センター総長に就任される前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多く脳死を診断される立場にあつた方です。『脳死議論に関する問題点、これが表題でございますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病センター総長橋本信夫で書かれております。

臓器移植法に関連して、脳死をめぐる議論が混乱をしている。脳死という言葉の意味するところが、時と場合と発言者によって異なっていることに原因があると考える。すなわち、脳死状態と、臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死として議論されているのが現状である。

臓器を提供するときだけ脳死が人の死であるという現在の臓器移植法のもとでのダブルスタンダードの死の定義にも混乱の原因があるが、この場合の脳死は、あくまでも法的脳死判定をされた

後の脳死である。

現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれにおきましても、臨床的脳死は法的に死ではありません。したがって、治療が中断されたり死亡を宣告されたりするものでもない。臓器提供の対象でもない。脳死を人の死として認めない人たちの意思が無視されるわけではない。

法的脳死は、臨床的脳死診断がなされた後で、二回の法的脳死判定検査を行ってなされる厳密なものである。臓器移植を前提にした場合にのみ家族の同意を得て行われてきたものであり、したがって、臓器移植の対象とならない十五歳未満の患者に対しては、法的脳死判定が行われたことはいはすである。

すなわち、十五歳未満の脳死患者に関するこれまでの議論は、脳死状態あるいは臨床的に脳死と判断された患者についてであり、法的判定によって脳死とされたものではない。

小児の脳死判定に慎重さが必要に異論はないが、法的脳死判定が行われたことではないという事実は、議論を進める上で極めて重要である。

理解が混乱する原因は、臨床的脳死という言葉が、あくまでも臓器移植ガイドラインの中で法的脳死判定を行うために出てきた言葉であるということにもある。臨床的脳死診断には無呼吸テストが不要であるが、法的脳死判定には無呼吸テストが必要であり、かつ、二回判定テストをする必要がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わらない。

しかし、現行法及びAからD案においても、この状態は人の死ではない。臓器移植に関する慎重論を考慮して、さらに法的脳死判定という手順を踏まなければ死とはされないということに、広く理解を求める必要がある。

脳死状態は、臨床現場で、患者の状態と今後の回復の可能性について説明のためのあいまいな表現として使われている。脳死に近いと思われる状態から、事実上臨床的脳死の条件を満たした状態まで、定義がなく、使う医師次第である。この脳死状態を脳死として議論を行うことにも混乱の原因がある。

この中には、当然ながら、脳死でない状態のものも含まれ、医師に脳死と言われたが意識を取り戻したなどというエピソードが出てくる原因と思われる。このようなエピソードを解釈する場合に、その場合の脳死はどのレベルで判断された脳死なのかを確認する必要がある。

以上、脳死という言葉の中に、一、明確な診断基準がなく、現状を主観的に説明する言葉として脳死状態を意味する場合と、二、脳死であるとするに十分な神経学的所見を有する臨床的脳死と、三、厳格な作業手順を経て判定される法的脳死が混在していることを述べ、どのレベルの脳死を意味するのかをその都度確認しないと議論はかみ合わないことを示した。

A案のように法的脳死をすべて人の死とする場合であっても、家族の同意がなければ判定作業そのものがなされないのでは法的に脳死の診断が下されることはないことは強調されるべきである。逆

に、尊厳死を求める人たちにとつて、脳死判定はその意思の具現化の手段でもある。したがって、脳死は人の死であるとするることによって、脳死を人の死と認める人たちにとつても、認めない人たちにとつても、リビングウィルを尊重できるシステムをつくることができると考える。

以上、A案提出者を代表いたしましたして、御説明にかえさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 私は、臓器移植法改正案のいわゆるB案について、法案提出者として説明をいたします。本案には共同提出者として自由民主党の阿部俊子議員がいらつしやいますけれども、私から代表して説明をいたします。

現行臓器移植法が制定された当時、脳死は人の死であるか否かについて議論が重ねられました。その結果、脳死は人の死であることは避け、本人の意思による場合に限り、そのとうい意思を尊重して臓器の提供を認めることとし、臓器移植の場面に限り脳死は人の死であるという考え方を前提に、現行の臓器移植法が制定されました。そして、ガイドラインにより、意思決定可能年齢を、民法の遺言作成可能年齢である十五歳以上といたしました。

B案につきましては、現行法の本人の意思をあくまで尊重するという自己決定の枠組みを残し、その上で、その意思が決定できる年齢を、初等教

育が終わる段階の十二歳以上にするという内容であります。

B案の基本的な考え方は、脳死を人の死とすることにについては、いまだ国民的なコンセンサスを得られていないということであります。

十七年前の平成四年の脳死臨調の答申では、脳死を人の死とすることについては、おおむね社会的に受容され、合意されているとされました。しかし、この答申をもととした現行法の制定過程においては、最終的に、脳死に関してさまざまな意見があることに配慮し、脳死を一律に人の死とすることは避け、本人意思に基づいて臓器提供を行う場合に限り脳死を死とすることにしたものであります。

現行法が平成九年に成立して十二年たち、この間に脳死を人の死と認める方の割合はふえたものの、いまだ国民的なコンセンサスを得るという段階には至っていないと判断します。

そこで、B案におきましては、現行法の考え方、本人の意思尊重を根拠に置き、初等教育段階が終了れば意思決定ができる方もいると判断して、意思決定可能年齢を十二歳に引き下げたものであります。ただし、十二歳の方すべてに意思決定を求めるわけではありませぬ。十二歳の方にも意思決定の道を開いたということであります。

B案に対しましては、臓器摘出要件として本人の意思表示を必要とするので、臓器移植件数はふえないとの批判があります。

しかし、平成二十年の内閣府の世論調査では、ドナーカードを持っていると答えた方は八・四%

にとどまっております。B案では、臓器提供の意思の有無を運転免許証や医療保険の被保険者証などに記載することができるようになっております。

平成二十年の内閣府の世論調査では、ドナーカードを持っていない方であっても、四〇・六%の方が臓器を提供してもよいと答えていらつしやいます。免許証や被保険者証といった身近で携帯できる意思表示手段が確保されれば、これまで臓器提供の意思を持ちながらもこれを表示することのなかった方からの臓器提供の機会がふえることが期待されます。

また、B案に対しては、十二歳未満からの臓器提供が認められないとの批判があります。

B案は、当面、意思決定可能年齢を十二歳に引き下げるとともに、国及び地方公共団体により、移植医療に関する教育の充実、普及啓発等の施策を講ずることとしております。これが進めば、十二歳よりさらに意思決定可能年齢を引き下げることが可能と考えます。

最大限に意思決定可能年齢を引き下げるとともに、それより下の年齢の子供からの臓器摘出については、まず諸条件を整えるべきと考えます。すなわち、虐待を受けた子供からの臓器摘出を防止する措置、難しい子供の脳死判定について脳死判定基準の検証、再検討などの諸条件を整えた上で、家族が本人にかわつて承諾することも含め、検討すべきと考えます。

社会的な合意がない中で、脳死を人の死と法的に位置づけることは、余りに拙速であります。

B案は、本人の自己決定を最大に尊重し、臓器

提供の意思決定可能年齢を引き下げつつ、子供の臓器提供に関する条件を整え、子供からの脳死臓器提供の道を模索するという、段階的で着実なアプローチを志向しております。

B案は、一気に臓器提供可能年齢を引き下げないために、迂遠な案という見方がありますが、段階的に着実に進めることにより、移植医療に対する信頼を確保し、長いスパンで見るときには、かえって臓器提供の機会をふやすことになると確信します。

同僚議員におかれては、どうか、御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げて、B案の説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 筆頭提案者の金田誠一さんにかわり、私、阿部知子から、C案の提案理由の御説明をいたします。

一九六七年、南アフリカで心臓外科医バーナードによって行われた世界で第一例目の心臓移植は、アバルトヘイトに囲われた黒人女性をドナーとして、支配階級に属する白人男性へと移植されたものです。当時、この女性の存在は、ライク・ア・ヒューマンフッド、人間のようなものと称されていたことを、今日までほとんど私どもは知られることなく、やってまいりました。

また、その二年後の一九六九年、我が国で初めての心臓移植が札幌医大の和田教授によって行われたとき、当初はその成功が華々しく報じられたものの、八十三時間後には十八歳のレシピエント

の青年が死亡、ドナーの脳死判定にも疑義が持たれて、医療の名のもとにドナー、レシピエント双方の生存権、人権が侵害されたことに對して、国民の中には根深い不信感が残りました。

以来、我が国での臓器移植は、約三十年近くの長い論議を経て、一九九七年に現行法が成立し、これまで十二年の歳月が流れました。二人の生命にかかわる極めて特殊な医療である臓器移植が、その全般にわたって見直されるとすれば、今何が必要なのかを明確にしたのが、私どもの提案するC案です。

今日のグローバル化した経済のもとで、予定されるWHOの指針改定では、臓器や組織の商業的取引や生きている人からの搾取が横行していることに対して、適切な規制と移植関連機関の技術的監視や透明性を確保することが求められております。

そこで、C案では、まず第一に、法の目的の中に、明確に「人間の尊厳の保持及び人権の保障を掲げ、脳死からの移植にあつては、脳死に至るまでの治療の十分な担保、そして生体移植や骨、皮膚、弁などの人体組織摘出に関しては、そのルールを法制化したしました。

とりわけ生体移植に依存する度合いが高い我が国では、ドナーとなり得る条件を二親等以内とし、加えて、ドナーとレシピエント双方の安全や長期的健康管理のために、倫理委員会の設置を初め、移植を実施できる機関の条件を定め、さらに、ドナーとレシピエントの登録制度の創設など、国による検証体制の確立を図ることとしたし

ております。

また、脳死移植に関しましては、現行の脳死判定の竹内基準は二十五年前に定められたもので、当時は、判定後、数日で心停止に至るとされておりました。ところが、二〇〇〇年の厚生省研究班調査での、現行法の法的脳死判定と同等の、無呼吸テストを含む判定を受けた後も成長を続ける長期脳死生存例や、全身麻酔を用いた臓器の摘出などの実態は、国民にはほとんど知られておりません。それゆえ、C案では、改めて脳死についても、その定義を脳全体の機能の喪失と定めた上で、その判定基準の厳格化を求めています。

加えて、これまで現行法のもとで行われた八十一例についての検証は、わずか三十四例が公開されているにすぎないこと、脳死後の検視体制の不備などについても、検討を加える必要があると考えています。

今回の法改正に当たって、とりわけ要望の強い十五歳未満の小児からの臓器提供問題については、第二次脳死臨調の設置を提案いたします。

ドナーの救命の場となる救急医療体制が格段に立ち上がっていることを初め、虐待を受けた子供からの臓器の摘出を防止するための有効な仕組みもいまだ確立されておられません。そうした実態を含めて、小児にあつては、子供の権利という観点に基づいて、子供の自己決定権、小児脳死判定基準、親権の及ぶ範囲などが検討されるべきと考えています。

安易で拙速な採決は、医療現場はもちろんのこと、日本の社会や未来である子供たちにも禍根を

残します。

とりわけ、本人意思の不明な場合、家族の意思にゆだねるというA案にあつては、医療における自己決定の流れを大きく逆行させかねません。また、現行法六条二項の条文から、移植術に使用されるための臓器を摘出される者という一文を削ることによって、臓器提供場面以外にも脳死を人の死とすることが広がるなど、人権上も大きな問題があります。

そもそも、人の死を法律で定めることは、国会議員として国民から受けた信託の域を超えております。まずは、生命の主権者である国民に脳死、臓器移植の現状とその問題点を伝え、国民的論議とする必要があると考えます。

そのためにも、広く議員各位の真剣で慎重な御検討を期待して、C案の提案といたします。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 根本匠君。

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君 D案提出者の根本匠です。

臓器移植法改正のD案について、提案の趣旨及び内容を申し述べます。

国内には、現在、臓器移植を希望する多くの待機患者がいらつしやいます。特に、十五歳未満の方が国内で臓器移植を受ける道は著しく制限されており、このような方々の願いにこたえ、国際的動向にも配慮し、臓器移植を推進しなければならぬと考えています。

ただ、我々が今回の議論で重要と考えているこ

とは、脳死を人の死として法律で決めてよいのかということでもあります。

現行の臓器移植法の制定から十年余り、いまだなお、脳死を人の死とする社会的合意は得られていないと思います。確かに、脳死は、医学的に見れば厳然たる死であります。しかし、心臓は動いている、体は温かい、まだ死んではいない、割り切れない思いを持つことも自然な感情であります。脳死に対する考え方は、人生観、死生観、宗教観によつて異なります。

我が国の臓器移植法は、脳死を人の死と認め、臓器の提供をしたいという方と受けたいと願う方の自己決定と相互の意思を尊重し、その範囲ならば脳死を人の死と認めない方々であっても受け入れることが可能であるという考え方に立つことで成立を見ました。

なぜ今D案を提案するのか。臓器移植を待ち望む多くの待機患者の方々の切なる思いにこたえつつ、臓器移植に慎重な方々の心情にも十分配慮することが必要であると考えたからであります。

次に、D案の理念及び考え方を申し上げます。第一に、脳死が人の死かということについては、現行法の枠組みを維持し、十五歳以上の者についての臓器移植は現行法どおりといたします。自己決定と相互意思の尊重という基本原則を維持する考え方であります。

臓器移植の推進は、自動車運転免許証や健康保険の保険証に臓器提供の意思表示の欄を設けるなどの施策を充実することによつて、意思表示を行

いやすくします。

第二に、十五歳未満の者については、意思を示する力ということに問題があり、親と子のきずなや、親は子の人格形成に責任と義務を持つてい

ることを考慮し、脳死は人の死であることを受容できる親が、子供の気持ちをそんたくし、承諾する場合に、臓器提供を可能にいたします。さらに、十五歳未満の者についての臓器提供については、より慎重を期すため、児童虐待のおそれがないことや、親に適切な説明がなされることという条件を加え、これを医療機関の倫理委員会

が確認することとしております。四つの案にはそれぞれ違いがありますが、D案とA案との論点を明確にすることが重要と考えま

す。A案とD案とでは、背景となる理念、哲学が異なります。最大の違いは、脳死を人の死と考えるかと、本人の意思が不明の場合の臓器提供の考え方であります。

第一に、A案は、脳死を人の死とすることに

いて社会的合意があるという前提に立つて、脳死を人の死とする規定を置いております。一方、D案は、脳死を人の死とする社会的合意は今なお得られておらず、法律で価値観を押しつけないこととしております。仮に法律上の定義を置くこととなれば、医療現場だけではなく、社会的にもさまざまな影響が懸念されます。

もD案でも同じです。

異なるのは、本人の意思が不明な場合であります。現行法でもD案でも、本人がどう考えていたのかわからない場合は、臓器提供はできません。A案では、本人の意思が不明な場合でも、家族が承諾さえすれば臓器提供できるとしております。これは、本人の意思を尊重する現行臓器移植法の立法の精神を百八十度転換するものであります。

A案の課題は、臓器を提供する患者のリビングウイルを妨げるおそれがあること、家庭内暴力の場合や、臓器提供後、本人の拒否の意思表示カードが出てきた場合どうするのかなどが考えられます。また、子供の脳死判定について、考え方を申し上げます。

D案においては、脳死を人の死と法律上位置づけておりません。医学的に脳死と考えられる子供について、脳死を人の死として受け入れられる親の崇高な気持ちを尊重し、法的脳死判定に入る

こととしております。その際には、子供の心情をおもんばかることにより、その後の親のさまざまな心理的負担を和らげるよう配慮しております。最後になりますが、国会での議論を通じ、意見が分かれるのは、欧米の考え方をグローバルスタンダードとみなすのか、日本には固有の文化的特質があると考えられるのか、その点についての考え方の違いが背景にあると思われ

要であると考えます。

臓器移植は、個人の人生観、死生観、宗教観に深くかわかるものであり、大多数の国民が納得する形で、社会的合意を得ながら、一步一步着実に進めるべきであると考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

バイオマス活用推進基本法

(要求書受領)

一、去る四日、内閣から、食品安全委員会委員に吉川泰弘君、小泉直子君、長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君を任命したので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に中村晶子君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、預金保険機構理事に田邊昌徳君、波多野睦夫君及び井上美昭君を任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、労働保険審査会委員に伊藤博元君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君及び森田朗君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る四日、内閣から、運輸審議会委員に松田英三君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る四日、本院は、食品安全委員会委員に吉川泰弘君、小泉直子君、長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に中村晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、預金保険機構理事に田邊昌徳君、波多野睦夫君及び井上美昭君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、労働保険審査会委員に伊藤博元君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君及び森田朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る四日、本院は、運輸審議会委員に松田英三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)

一、昨八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三三二 渡辺 博道君
三三三 谷 公一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

龜岡 偉民君 近藤三津枝君
保坂 展人君 日森 文尋君
近藤三津枝君 龜岡 偉民君
日森 文尋君 保坂 展人君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

柴山 昌彦君 牧原 秀樹君
池田 元久君 川内 博史君
鉢呂 吉雄君 石川 知裕君

厚生労働委員

辞任

補欠

辻元 清美君 保坂 展人君
牧原 秀樹君 柴山 昌彦君
石川 知裕君 鉢呂 吉雄君
川内 博史君 池田 元久君
保坂 展人君 辻元 清美君

大野 松茂君 山本 明彦君
杉村 太蔵君 近江屋信広君
長崎幸太郎君 矢野 隆司君
萩原 誠司君 猪口 邦子君
園田 康博君 川内 博史君
三井 辨雄君 小宮山泰子君
小宮山泰子君 逢坂 誠二君
猪口 邦子君 萩原 誠司君
近江屋信広君 杉村 太蔵君
矢野 隆司君 長崎幸太郎君
猪口 邦子君 大野 松茂君
三井 辨雄君 園田 康博君

川内 博史君 三井 辨雄君
逢坂 誠二君 大野 松茂君
山本 明彦君 三井 辨雄君
矢野 隆司君 大野 松茂君
近江屋信広君 杉村 太蔵君
猪口 邦子君 萩原 誠司君
小宮山泰子君 逢坂 誠二君
小宮山泰子君 川内 博史君
三井 辨雄君 小宮山泰子君
逢坂 誠二君 猪口 邦子君
近江屋信広君 矢野 隆司君
杉村 太蔵君 萩原 誠司君
長崎幸太郎君 大野 松茂君
山本 明彦君 三井 辨雄君
川内 博史君 園田 康博君

経済産業委員

辞任

補欠

新藤 義孝君 田中 良生君
平 将明君 龜岡 偉民君
田村 謙治君 田島 一成君
三谷 光男君 石川 知裕君
龜岡 偉民君 飯島 夕雁君
石川 知裕君 逢坂 誠二君
田島 一成君 西村智奈美君

田島 一成君 西村智奈美君

国土交通委員

辞任

補欠

飯島 夕雁君 平 将明君
田中 良生君 新藤 義孝君
逢坂 誠二君 三谷 光男君
西村智奈美君 田村 謙治君

小里 泰弘君 井澤 京子君
杉田 元司君 浮島 敏男君
長島 忠美君 橋本 岳君
吉田六左門君 佐藤ゆかり君
鷺尾英一郎君 佐々木隆博君
鷺井 静香君 下地 幹郎君
井澤 京子君 小里 泰弘君
浮島 敏男君 杉田 元司君
佐藤ゆかり君 吉田六左門君
佐々木隆博君 長島 忠美君
下地 幹郎君 鷺尾英一郎君
小里 泰弘君 鷺井 静香君

橋本 岳君 長島 忠美君
佐々木隆博君 鷺尾英一郎君
下地 幹郎君 鷺井 静香君

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

補欠

伊藤 涉君 西 博義君
西 博義君 伊藤 涉君

(議案提出)

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名提出)

(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第九号)

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第一四号)

(議案送付)

以上三件 外務委員会 付託

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

生活保護法の一部を改正する法律案(長妻昭君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

バイオマス活用推進基本法案

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

裁判官と検察官の人事交流に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十一年財政検証関連資料に関する再質問主意書(山井和則君提出)

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

金正日北朝鮮総書記の後継者と見られる人物が来日していたとされる件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功君提出政府の北朝鮮に対する対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣

が修正を求めた件に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲酒対人交通事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に支給されるJR無料パス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官等による犯罪行為の発件数等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビCMに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の専門調査員制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出食品ロスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出平成二十一年財政検証関連資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出母子加算の廃止等に関する質問に対する答弁書

平成二十一年五月二十六日提出
質問 第四五〇号

政府の北朝鮮に対する対応に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

政府の北朝鮮に対する対応に関する質問主意書

北朝鮮が国際社会の要望を無視する形でミサイル開発並びに核兵器の開発を行なうことは国際社会への重大な挑戦であり、また脅威でもあるため強く非難されるべきと考える。日本を含む北東アジア各国の協調を以って北朝鮮のミサイル並びに核開発を断念させるべきである。しかしながら、北朝鮮当局は平成二十一年五月二十五日再び地下核実験を、またミサイルの発射も行なったとされている。従って、次の事項について質問する。

一 政府は平成二十一年五月二十五日に北朝鮮が核実験を行なったと確認しているのか答弁を求める。また北朝鮮北東部を震源とする自然地震ではない可能性があると考えられる震動を検出しているのか、また検出している場合はその震源の位置、深さ、規模につき答弁を求める。また政府は米国から、北朝鮮が地下核実験を実施したことを確認する放射性物質を検出したなどの核実験が実施されたとの傍証となる事実の連絡を受けているのか、加えて韓国から、国内で採取した大気中に核実験と関連した放射性物質（キセノン）を確認したなどの核実験が実施されたとの傍証となる事実の連絡を受けているのか答弁を求める。北朝鮮による地下核実験を公式に確認した旨を発表している国はどの国であると承知しているのか答弁を求める。政府は北朝鮮を核保有国と認識しているのか答弁を求める。

二 政府は平成二十一年五月二十五日に北朝鮮北東部からミサイルが発射されたことを確認しているのか答弁を求める。政府はどのような方法で今回のミサイル発射の事実関係を確認したのか答弁を求める。今回のミサイル発射に当たり、北朝鮮当局から国際海事機関事務局に対し、何らかの事前通報があったと承知しているのか、また、北朝鮮当局から国際民間航空機関事務局に対し、何らかの事前通報があったと承知しているのか答弁を求める。政府としては今回の北朝鮮のミサイルの落下地点及び飛距離についてどのように認識しているのか答弁を求める。また今回のミサイル発射はいずれかの国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）決議に違反するのか具体的な決議を示し見解を求める。

三 今回の北朝鮮の地下核実験及びミサイル発射につき事前にその予兆を把握していたのか。していたのであれば、その阻止のためどのような外交的努力を行なったのか。また、今回の地下核実験とミサイル発射を受けて政府は六カ国協議参加国を含め国際社会からの北朝鮮に対する強いメッセージを発する考えがあるのか答弁を求める。さらに新たな国連安保理決議の採択を目指すのか答弁を求める。加えて政府は単独での追加的な制裁強化をする考えがあるのか見解如何。これまでも度重なる制裁強化を行なうとしながら、今回の地下核実験やミサイル発射実施の事実を見るに、その効果が表れていないと考えるが、改善すべき点があったと考えている

のか。また効果があったとするのならその根拠如何。

四 内閣衆質一七二第二四号（以下「先の答弁書」という。）において日本国籍を有し北朝鮮に在住する者の数について政府は把握していないとした。また、先の答弁書において「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第二項に定める難民の認定の申請をすることができるのは、本邦にある外国人に限られており、脱北者に限らず、外国にいる者は、我が国の難民の認定の申請をすることができない。」としているが在外公館を訪ね難民申請をすることは可能ではないかと考える。見解如何。また先の答弁書で答弁していない点を問う。北朝鮮における政治体制や生活苦を理由に合法、非合法を問わず脱出（以下「脱北」という。）し、日本国に既に入国した人数如何。このうち日本国籍を有する人数如何。加えて脱北しながら日本国内に未だ入国せず日本以外の国に在住する日本人の人数はどのくらいだと推測しているのか根拠も併せて答弁を求める。また先の答弁書では「難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）第一条の規定に定める難民条約の適用を受ける難民に該当するかどうかを個別に判断している。」としているが、一般論として日本国籍を有せず日本に入国を求める脱北した者は難民と認めることが有り得るのか、また政治的な理由を持つ亡命と

認めることが有り得るのか見解如何。「一概にお答えすることは困難である」との趣旨の答弁をするのであれば、なぜ一般論でも答弁できないのかその理由を問う。

五 在日本朝鮮人総聯合会(以下「朝鮮総聯」という)の関連施設について問う。先の答弁書において「外交関係に関するウィーン条約(昭和三十九年条約第十四号)に規定される使節団の公館には当たらない。」としているが、警備を常時行なっている理由如何。また朝鮮総聯の職員及び構成員等は右のウィーン条約に規定される使節団に当たるのか答弁を求める。当たらないとしても一般的な在日朝鮮人と比べて職員及び構成員等何らかの優遇措置を行なっているのであれば答弁を求める。また現在、地方公共団体において、当該団体の条例に基づき朝鮮総聯の施設に係る固定資産税の減免を行なっている例はどの地方公共団体でどのように存在していると政府は認識しているのか具体的に答弁を求める。右質問する。

内閣衆質一七一第四五〇号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出政府の北朝鮮に対する対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出政府の北朝鮮に対する対応に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、平成二十一年五月二十五日に北朝鮮が朝鮮中央通信を通じて地下核実験を実施し成功させた旨を公表したこと及び気象庁が通常の波形とは異なる北朝鮮の核実験による可能性のある地震波を探知したことから、北朝鮮が同日に核実験を行ったもの(以下「当該核実験」という。)と考えているが、その詳細については、現段階でお答えすることは困難である。

気象庁では、同日午前九時五十五分ごろ、北朝鮮北東部の北緯四十一・二度、東経百二十九・二度のごく浅い地点を震源とするマグニチュード五・三の、自然地震ではない可能性があると考えられる震動を検出している。

米国及び韓国との間では緊密な情報交換を行っているが、お尋ねの「傍証となる事実」については、相手国との関係もあり、明らかにすることは差し控えたい。

現時点で当該核実験を公式に「確認した」と発表している国があるとは承知していない。

また、お尋ねの「核保有」については、先の答弁書(平成二十一年三月二十四日内閣衆質一七一第二一四号)三についてでお答えしたとおりである。

二について

政府としては、平素から、北朝鮮のミサイル

に関する動向について情報収集に努めているが、お尋ねのミサイル発射(以下「当該ミサイル発射」という。)については、事柄の性質上、その有無も含め、個別具体的な情報の内容を明らかにすることは差し控えたい。このため、当該ミサイル発射と国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)決議との関係についても、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの北朝鮮当局から国際海事機関事務局及び国際民間航空機関事務局に対する通報については、関連の報道を受け、在外公館を通じてこれらの機関に照会し、いずれも、当該ミサイル発射に係る通報は無かったことを確認している。

三について

政府としては、平素から、北朝鮮の核開発及びミサイルに関する動向について情報収集に努めているが、お尋ねの「予兆」については、事柄の性質上、個別具体的な情報の内容を明らかにすることは差し控えたい。

政府としては、平成二十一年四月二十九日の北朝鮮外務省スポークスマン声明の内容も踏まえ、日中首脳会談や日米外相電話会談等を通じて、北朝鮮への対応につき関係国と協議を行った。

政府としては、当該核実験に対し、米国及び韓国を始めとする六者会合関係国等と連携しつつ、安保理での新たな決議の採択を含め、国際社会による強いメッセージを発出することが重

要と考えている。

我が国の対北朝鮮措置については、先の答弁書二についてでお答えしたとおりである。

また、対北朝鮮措置の効果について、一概に申し上げることは困難であるが、北朝鮮籍船の入港実績及び北朝鮮からの輸入実績やチャーター便の乗入実績は皆無となり、また、北朝鮮への輸出実績及び送金実績も減少したことは、北朝鮮の厳しい経済状況を併せ考えた場合、一定の効果を及ぼしていると考えている。

四について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の二第一項に定める難民の認定の申請をすることができるのは、本邦にある外国人に限られており、在外公館において難民認定申請を行うことはできない。

本邦にある外国人から難民の申請があつた場合については、先の答弁書四についてでお答えしたとおりであるが、一般論として言えば、その者が人種、宗教、政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれがある等の難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号)の定める要件に適合すると認められるときは、難民として認定することになる。

また、お尋ねの人数については、先の答弁書四についてでお答えしたとおり、把握していない。

五について

警察では、諸般の情勢を踏まえ、テロの未然

防止等を図るため、必要に応じ、警戒警備を実施している。

先の答弁書六についてでお答えしたとおり、我が国は北朝鮮を国家承認しておらず、外交関係も有していない。したがって、在日本朝鮮人総聯合会(以下「朝鮮総聯」という。)の職員及び構成員等は、外交関係に関するウィーン条約(昭和三十九年条約第十四号)に規定される使節団の構成員等には当たらず、同条約上の特権及び免除を何ら共有していない。

また、平成二十年度分の固定資産税について、朝鮮総聯のホームページ上で公開されている朝鮮総聯中央本部、地方本部及び支部の所在地の地方公共団体のうち、北海道札幌市、釧路市、北見市、苫小牧市、福島県会津若松市、郡山市、群馬県前橋市、桐生市、東京都調布市、新潟県新潟市、福井県福井市、長野県松本市、岐阜県高山市、土岐市、愛知県名古屋市長崎、岡崎市、瀬戸市、西尾市、東海市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、池田市、兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、高砂市、川西市、鳥取県米子市、島根県出雲市、岡山県岡山市、備前市、津山市、広島県大竹市、山口県下関市、宇部市、周南市、福岡県北九州市、水巻町及び苅田町において、朝鮮総聯の施設を公共の用に供する集会所等として使用している場合に、当該施設に係る減免を行っている」と承知している。

平成二十一年五月二十六日提出
質問 第四五 一号

外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第三回質問主意書

これまでの答弁書で、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年四月二十一日法律第九十三号)の第六条にある在勤手当の、平成二十年度及び平成二十一年度における予算総額がそれぞれ三百六億百二十万円、二百九十九億千四百九十三万八千円であり、在外公館に勤務している外務省職員の定員はそれぞれ三千四百二十八人、三千五百二十八人であることが明らかにされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七二第四〇〇号)及び「前回答弁書」(内閣衆質一七二第三五一号)を踏まえ、再度質問する。

一 在外職員が在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用することを禁じる内規は、現在外務省において存在しておらず、また同省において、在外職員が実際に在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用したとしても、それについて何らかの処分を下すことはない」と承知するが、右に間違いないか。前回質問主意書で同

じ質問をしたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度確認を求める。

二 「前回答弁書」を含む過去の答弁書において外務省は「在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものである」との趣旨につき職員に対して徹底を図ってきたところであり、この趣旨に基づいて適切に使用されているものと認識している。」との旨の答弁を繰り返している。前回質問主意書で、外務省としていくらか「適切に使用されているものと認識している。」と言っても、在勤手当の趣旨の徹底を義務付けるものがない現状を鑑みる時、実際にその趣旨が徹底されることはないのではないかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。在勤手当の趣旨の徹底を義務付けられ、それに反して在勤手当を使用した場合には何らかの処分が下される、この様な外部からの強制力、チェック機能が働かなければ、外務省職員が在勤手当の趣旨を徹底することは困難であると考えるが、右に対する外務省の見解を再度問う。

三 例えば現在駐スイス大使館公使を務めているステイルマン・清井美紀恵氏の著書『女ひとり家四軒持つ中毒記』に見られる様に、在勤手当という、我が国の国益のために行われる外交活動に資するべき、しかも国民の税金を原資として支給されるものを、あたかも当然の権利であるかの様に捉える勘違いした外務省職員がいる

など、在勤手当が本来の趣旨に沿って使われていない実情を示している例がある。この様な、在勤手当が本来の趣旨に沿って使われることなく、ただ在外職員が個人的な貯蓄をする原資となっているという点につき、前回質問主意書で、当方は在勤手当の廃止を訴えるものではないが、せめてそれがどの様に使われているか、真に外交活動に資するものとして在外職員に使われているか否かを国民に明らかにするため、在勤手当を渡しきりのものとするのではなく、精算を義務付ける、あるいは、在勤手当の予算額を決める際、より厳密に現地の物価水準、不動産や土地価格等を反映した、無駄のない額とする等、国民の理解を得る努力を外務省としてすべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「在勤手当は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して決定し、適切に対応してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」との答弁がなされている。外務省として、在勤手当のあり方について国民の理解を得たいと考えているのなら、尚更右で挙げた様な方策をもって、同省職員に在勤手当の趣旨に則り、適正にそれを使用することを徹底させるべく、何らかのチェック体制を構築するべきである」と考えるが、同省として、今後その様な対応をとる考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第四五一号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第三回質問に対する

答弁書

一及び二について

在勤手当の趣旨については、職員に対する研修や在外公館の長への指示により徹底を図つてきており、外務省としては、在外職員が在勤手当の使用に当たつてこの趣旨を踏まえることが必要であると認識している。処分については、個別具体の事例に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

三について

先の答弁書(平成二十一年五月二十二日内閣衆質一七一第四〇〇号)一から三までについてお答えしたとおり、在勤手当は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として適正に定められているものと認識している。また、在勤手当の趣旨につ

いては、職員に対する研修や在外公館の長への指示により徹底を図つてきており、外務省としては、引き続き在外職員に対し在勤手当の趣旨の徹底を図つてまいりたい。

平成二十一年五月二十六日提出
質 問 第 四 五 二 号

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問主意書

「政府答弁書一」(内閣衆質一六四第一二九号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一七一第四〇〇号)、「政府答弁書三」(内閣衆質一七一第三五一号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書一」では、「最新の統計によるモスクワ市の住宅賃借料は一平方メートルあたり月額いくらか」との問いに対し、「外務省として把握しておらず、お答えすることは困難である」との答弁がなされている。右の答弁は、外務省としてモスクワ市内における平均的な住宅賃借料を把握していないということか。

二 一で、外務省としてモスクワ市内における平均的な住宅賃借料を把握していないのなら、それは「政府答弁書二」における「在勤手当は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して決定し、適切に対応してきており」との答弁や、「政府答弁書三」における「住居手当の予算額は、在外公館からの報告等

に基づき在外公館の所在地における不動産価格、賃借料の水準等も適切に考慮した上で決定している」との答弁と齟齬を来すものではないのか。

三 二の「政府答弁書三」にある「在外公館からの報告等」とは、例えば公電の形でなされているのか、その具体的な報告方法を明らかにされた

四 モスクワ市の不動産価格について、在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)より、過去三年間、どのような報告がなされているの

五 四の報告では、過去三年間のモスクワ市の不動産価格はどのような推移を見せているのか説明されたい。

六 「政府答弁書一」では、「大使館」に勤務する派遣員の住居手当について「大使館に勤務する派遣員の住居手当の月額の限度額は、現在、三千七百七十三米ドルとなっている」との答弁がなされているが、過去三年間の「大使館に勤務する派遣員の住居手当の月額」はどの様に推移しているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四五二号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

外務省としては、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料については把握していないが、在外公館における住居手当の限度額については、公電により在外公館の長より提出される報告等に基づき、在外職員の契約家賃額や在外公館の所在地における主要国外交官等の住居の家賃額等を勘案の上、決定している。

六について

お尋ねの住居手当の月額限度額は、過去三年間、三千七百七十三米ドルである。

平成二十一年五月二十六日提出
質 問 第 四 五 三 号

北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する第三回質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「個人的には三・五島でもいいと考えている」との旨、谷内代表として、歯舞、色

官 報 (号 外)

丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとの発言(以下、「谷内発言」という。)をしたと報じた記事(毎日記事一)が掲載されている。本年五月一日付の毎日新聞五面に、「谷内発言」を受け、日ロ関係の有識者や元島民らが同年四月三十日、東京都内で記者会見(以下、「記者会見」という。)を行い、「谷内発言」にある三・五島返還ではなく、あくまで北方四島の返還を目指す方針を堅持すべきとのアピールを発表し、更に、ロシアのプーチン首相が来日する五月十一日に、北方四島返還方針の堅持を求める意見広告(以下、「意見広告」という。)を新聞に掲載する予定であることを発表したと報じる記事(以下、「毎日記事二」という。)が掲載されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四一〇号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七一第三七二号)、「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三九二号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」で「二で御指摘の者に対して中曽根弘文外務大臣が電話等で接触した事実はない。」と、「意見広告」の呼びかけ人の一人である日本国際フォーラムの伊藤憲一理事長に対し、本年四月三十日、中曽根弘文外務大臣が電話をし、当初「四島返還」という対露外交の基軸を具体的に否定した」というアピールの原案を、「四島返還」という対露外交の基軸を否定するかの「ごとき発言をした」へと変更することを求めたとする「毎日記事二」の内容は事実ではないとの答弁がなされている一方で、「同大臣から御指摘のアピールの代表署名者のうち、一で御指摘の者を除く複数の者に対し、御指摘のアピールの原案に記述されていた内容について、事実と異なる点があることを指摘したが、一で御指摘のような変更を求めたという事実はない。」と、伊藤理事長を除く他の代表署名者に対して中曽根大臣が電話したことが明らかにされている。右につき、前回質問主意書で、代表署名者のうち誰に対して、中曽根大臣は右答弁にある指摘をしたのか、またなぜ伊藤理事長ではなくその者に対して指摘をしたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「北方領土問題については、政府として、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針の下、北方四島の返還を実現していく考えであり、中曽根弘文外務大臣から御指摘のアピールの代表署名者のうち複数の者に対し、平成二十一年四月二十九日及び三十日に電話にて、この方針に変更はないことを踏まえ、御指摘のアピールの原案に記述されていた内容について、事実と異なる点があることを指摘したが、お尋ねの点を含め、本件のやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。」との答弁がなされている。「意見広告」の主催者は財団法人日本国際フォーラムであり、伊藤憲一氏はその理事長である。また、代表署名者の名簿のはじめに伊藤理事長の氏名が書かれている。中曽根大臣として、「意見広告」に何らかの意見を伝達するのなら、代表者たる伊藤理事長に対して伝達するのが筋であると考えるが、中曽根大臣はなぜ伊

藤理事長以外の複数の者に意見を伝えたのか、また、どの様な基準に基づき、右の者が意見を伝える対象として選ばれたのか、意見を伝えた者の氏名は問わないところ、右の不自然な点についてののみ、説明を求める。

二 「政府答弁書」において外務省は「意見広告」について「御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」旨述べている。一の答弁には「御指摘のアピールの原案に記述されていた内容について、事実と異なる点がある」とあるが、外務省として、原案の段階においても、「意見広告」が「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものであると認識していたか。中曽根大臣、外務省として、いつから「意見広告」を「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識していたのか。中曽根大臣、外務省として、いつから「意見広告」を「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識していたのか明らかにされたか。

三 中曽根大臣、もしくは外務省として、伊藤理事長はじめ「意見広告」の代表者名簿に名を連ねている者に対して、「記者会見を開くことをやめてほしい旨、要請した」という事実はあるか。

四 三で、その様な事実があるのなら、それはなぜか。「政府答弁書」で外務省は、「意見広告」について「御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」旨述べている。「意見広告」が「北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」旨述べている。一及び五について

五 一の「意見広告」に関して中曽根大臣が意見を伝達した複数の者のうち、例えば毎年二月七日、内閣府が主催団体の一つとして名を連ね、外務省としても様々な後援を行っている「北方領土返還要求全国大会」等の、政府、特に外務省が関係している各種会合に出席し、政府、特に外務省より報酬を得ている者はいるか。右質問する。

内閣衆質一七一第四五三号
平成二十一年六月五日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する第三回質問に対する答弁書

一及び五について
先の答弁書平成二十一年五月二十六日内閣衆質一七一第四一〇号一、二及び四についてでお答えしたとおり、お尋ねについてお答えす

ることは、先方との関係もあり、差し控えた
い。

二について

先の答弁書(平成二十一年五月二十二日内閣
衆質一七一第三九二号)一及び四から七までに
ついての答弁は、最終的に公表された御指摘の
意見広告についての政府の認識をお答えしたも
のである。また、御指摘の意見広告は、民間団
体の呼びかけにこたえた有志によるものであ
り、御指摘の意見広告の作成過程の逐一につい
て政府として論評することは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの事実はない。

平成二十一年五月二十六日提出
質 問 第 四 五 四 号

外務省職員による飲酒対人交通事故に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員による飲酒対人交通事故に関す
る質問主意書

「政府答弁書二」(内閣衆質一六三第二五号)及び
「政府答弁書二」(内閣衆質一六四第一二二号)を踏ま
え、質問する。

一 「政府答弁書二」では、昭和五十五年四月一日
から平成十七年十月二十六日までに外務省在外
職員が外国において酒気帯びを含む飲酒状態で
起こした交通事故(以下、「飲酒事故」という。)の
発生件数が明らかにされているが、平成十八
年以降、外務省職員が起こした「飲酒事故」の発

生件数につき、在外公館勤務の職員、本省勤務
の職員ごとに明らかにされたい。

二 一の「飲酒事故」のうち、人的被害を伴うもの
は何件あったか。

三 二のうち、被害者が死亡した事案は何件あつ
たか。在外職員、本省職員それぞれにつき明ら
かにされたい。

四 一の「飲酒事故」を起こした外務省職員に対し
てどのような処分が下されているのか、在外職員
と本省職員それぞれについて全て明らかにされ
たい。

五 四の処分内容は、どのような基準に基づき決定
されたのか説明されたい。

六 四の処分内容は、社会通念に鑑み妥当なもの
であったか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四五四号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による飲
酒対人交通事故に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によ
る飲酒対人交通事故に関する質問に対する
答弁書

一について

外務省において確認できる範囲では、御指摘

の期間において、酒気帯びの状態(酒気帯びの
状態であつた疑いのあるものを含む。)で自動車
を運転して交通事故を起こした外務省職員は、
国内職員については平成十八年に一名、在外職
員については平成十九年に二名いる。

二及び三について

一 について述べた交通事故のうち、人(当
該職員を除く。以下同じ。)の傷害に係るものは
一件であり、人の死亡に係る交通事故はない。
四について

一 について述べた外務省職員のうち、国内
職員一名に対しては国家公務員法(昭和二十二
年法律第二十号)第八十二条に基づく減給処
分が行われており、在外職員二名に対しては外
務省の内規に基づく嚴重訓戒処分が行われてい
る。

五及び六について

御指摘の処分の具体的な内容については、外
務省として、処分の対象となつた行為の原因、
動機等のほか、日ごろの勤務態度や当該行為後
の対応等も含め諸般の事情を総合的に考慮して
判断したものであり、妥当であつたと考える。

平成二十一年五月二十六日提出
質 問 第 四 五 五 号

国連広報センター不正経理問題と外務省の外
國為替運用問題等に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

国連広報センター不正経理問題と外務省の
外国為替運用問題等に関する質問主意書

国連広報センターにおける不正経理問題及びそ
れと不可分な日本政府から国連に対して行われて
いる拠出金等を巡る問題については、「国連広報
センターにおける不正経理問題等に関する質問主
意書」及び国会における質問を通じてその実態が
国民の前に明らかになりつつあるが、政府は、
「文書を破棄してわからない」などと言いつつ
て、国民の税金がどのように使われたのかについ
て、その実態解明の努力をしようとしていな
い。とりわけ国連広報センター不正経理問題と外
務省の外国為替運用問題等について未だ明らかに
されていない事柄がある。

従つて、次の事項について質問する。

一 国際機関に対する外貨拠出に関する方針変更
について

外務省は、国際機関に対する外貨拠出の方法
をすべて「国際送金」に変更することとする「国
際機関に対する外貨拠出に関する方針変更」を
二〇〇一年四月に行つたことを明らかにしてい
るが、この方針変更は、政府の方針として決定
されたものか、あるいは、外務省の方針として
決定されたものか。政府の方針として決定され
たのであれば、その決定は、閣議決定か、閣
議了解か、あるいはその他の方式によるものな
のか、その決定のレベルとプロセス及び決定文
書の内容を明らかにされたい。また、外務省の方
針変更であるならば、大臣、事務次官、局長

などその決定のレベルとプロセス及び決定文書の内容を明らかにされたい。

二 国際機関に対する拠出金の「国内送金」の実態について

外務省は二〇〇一年四月の方針変更以前に、国連広報センター東京事務所（以下、U N I C 東京）の口座を通じて、国連の通常予算の分担金及びP K O 分担金を「国内送金」していたことを明らかにしているが、

(1) 外務省所管の国連の通常予算の分担金及びP K O 分担金以外の国連または国際機関への拠出金で、日本における口座を通じる「国内送金」を行っていた例があるかどうか明らかにされたい。また、あるならば、具体的に国際機関名と日本における事務所名、拠出金名、拠出金額及び「国内送金」を行っていた期間を列挙されたい。

(2) 外務省以外の省庁で、国際機関への外貨拠出に当たって「国内送金」の方法を採用しているところ、あるいは採用していたところがあるかどうか、明らかにされたい。また、あるならば、その省庁名、国際機関名と日本における事務所名、拠出金名、拠出金額及び「国内送金」を行っていた期間を列挙されたい。

(3) 文部科学省は二〇〇九年五月二十六日現在も、そのウェブサイトで国連広報センターの紹介を行い、その中で「国連に対する日本政府の拠出受け入れに際し、事務的窓口となっています。」との一文を掲載して

いるが、「国連に対する日本政府の拠出」とは、具体的に、どのような拠出金を指しているのか、明らかにされたい。また、U N I C 東京が入居している国連大学の建物を無償供与している文部科学省は、二〇〇一年四月の方針変更以降も、日本政府がU N I C 東京の口座を使って拠出金を「国内送金」していた事実を、どのようにして把握していたのか、明らかにされたい。

(4) 国連広報センターは本年五月上旬まで、自らのウェブサイトで、同センターの役割について「国連に対する日本政府の拠出受け入れに際し、事務的窓口となつています。」との一文を掲載していたが、上記の文部科学省のウェブサイトでの紹介とあわせれば、これらは、二〇〇一年四月の方針変更以降も日本政府がU N I C 東京の口座を使って拠出金を「国内送金」していた事実を示しているのか。そうであれば、その事実の経緯等の詳細を明らかにされたい。また、これらは、日本政府が、これからもU N I C 東京を通じて国連に対する拠出金を「国内送金」する意思を有していることを示すものなのか、明らかにされたい。

三 外務省による外国為替運用及び差益流用の法的根拠などについて
外務省は、二〇〇一年四月以前までは、「国内送金」による国際機関への外貨拠出を行っていたこと、及び、その方式は、予算編成時の支出官レートよりもできるだけ円高の局面におい

て実勢レートで支払い、その差益分を国庫に返納せずに同省で流用することが多かったことを明らかにしており、これは、「税金を使った外国為替運用」そのものである。

(1) 外務省設置法は、同省がこのような「税金を使った外国為替運用」を行う権限を付与しているのか、付与しているとするならば、具体的な条項を示されたい。また、同設置法以外に、このような運用の法的根拠があるならば、その条項を具体的に示されたい。

(2) 外務省は円高基調の一九九〇年代前半、このような「国内送金」による為替運用により得られた巨額な差益を他の拠出金などに「流用」してきたと述べているが、財政法に定められた「流用」は、省庁において配分された予算を運用して得られた「差益」についても適用を想定したものであるのか、政府の見解を問う。また、想定されているとすれば、省庁が予算を運用して利益を上げる権限を有しているとする根拠法規についても、具体的に示されたい。

(3) 与謝野馨財務相は、二〇〇九年五月十一日の衆議院予算委員会「在外公館が手持ちの為替を運用するあるいは運用益を得ようとして投機、投資をする」ということは、全く想定しておりません。」と答弁しているが、「想定していない」とする法的根拠は何か。また、「外務本省」では予算の為替運用が想定され、「在外公館」では予算の為替運

用が想定されないとすれば、「外務本省」と「在外公館」との間で、外国為替に関する措置についての法的根拠にどのような相違があるのか、明らかにされたい。

(4) 外務省が国際機関に拠出する予算を「国内送金」することによって得られた「差益」について、一九九二年二月以降二〇〇一年四月までの十年間について、得られた「差益」の額、財務省が「流用」を承認した額、国庫に返還された額を明らかにされたい。

(5) 外務省は二〇〇九年四月二十二日の衆議院海賊対処等特別委員会での別所浩郎外務省総合外交政策局長答弁では「国際機関について、どこに口座を開設するかということについては国際機関自身が決めるというのが基本」と述べ、「国内送金」に当たっては、あたかも国際機関の側が日本国内の口座に送金することを求めていたかのような説明をしている。では、具体的に問うが、国連本部は毎年暮れに通常予算の分担金額を日本政府に知らせる際に国連広報センターの口座ではなくニューヨークにある国連本部の口座に送るよう述べていたということが事実か、あるいは、国連本部は日本国内の口座に送金することを求めていたということが事実か、いずれであるか、その根拠となる証拠を示して明らかにされたい。また、前者の場合には、日本政府が国連の要請にもかかわらず、あえて、U N I C 東京を通じて「国内送金」することを選択

することとした理由は何かを明らかにされたい。

四 外務省による「国内送金」での外国為替運用の手数料などについて

外務省は二〇〇九年四月二十二日に、衆議院外務委員会理事懇談会において、「分担金等の東京国連広報センター経由の送金に際しての為替手数料」と題する文書を提出した。これは「外務省より三菱東京UFJ銀行青山通支店に対し、東京国連広報センター(UNIC東京)のドル建て当座預金口座出入金記録(一九九二年二月以降分につき入手済)をもとに、当該出入金記録と照合できる分担金等の送金に係る為替手数料を照会したところ、以下の通り回答があった。1. 当該出入金記録と照合できる分担金等の送金に係る為替手数料は、以下の通り回答があった。2. それによれば、三月十五日から二十三日までの取引について、売買益(為替手数料は、いずれも一ドル当たり三〇銭であった。三月十五日から二十三日の送金額の合計は約一億九四五万ドル、その売買益(為替手数料)は計算すると合計は約三二八四万円であった。」という内容である。

(1) 政府は、国民の税金がどのように使われたかを国民に明らかにする説明責任があり、そのために、憲法上の機関として会計検査院が設置されているが、外務省は再三再四資料を廃棄したとして、その責任を果たそうとしない。外務省が調査を行った三

菱東京UFJ銀行青山通支店は、一九九二年二月以降二〇〇一年四月以前までのすべての出入金記録を保持しているはずであり、国民の税金の使途についての重要な問題であるから、さらに、同銀行に強く協力を求め、少なくとも一九九二年二月以降二〇〇一年四月以前の同口座を通じた政府から国連本部への送金記録と、為替手数料を明らかにされたい。

(2) さらに、為替手数料以外にも、送金手数料がかかっているのであれば、一九九二年二月以降二〇〇一年四月以前までの間、それも明らかにされたい。

(3) 「外貨拠出による方針変更」の後、外務省所管の国連分担金などの外貨拠出に関する為替手数料はどのように変わったのか、過去五年間の各年における国連分担金の送金に当たっての為替手数料、その他送金手数料について、その詳細を明示されたい。また、この五年間の途中で為替手数料の変更があった場合には、その理由も明示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四五五号

平成二十一年六月五日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 保坂展人君提出国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国際機関に対する外貨拠出に関する方針変更」については、外務省の関係部署において局長級までの適切な意思決定プロセスを経て平成十三年四月に決定されたものであり、右決定に基づき国際機関の分担金・拠出金の支出は支出官レート払いによる支払に順次変更された。

二の(1)から(3)までについて

支出関連文書から確認が可能な平成十六年度以降については、日本政府から国際機関への外貨拠出に当たり、国内送金を行った例はない。また、文部科学省は、東京国連広報センターを通じて国際連合(以下「国連」という。)に対する日本国政府全体の拠出について把握する立場にはなく、御指摘の国内送金についても承知していない。

二の(4)について

東京国連広報センターが管理するウェブサイトの記載内容について、政府としてお答えする立場にない。

三の(1)から(4)までについて

外務省において、国際機関への外貨拠出に際して外国為替の運用を行った事実及び差益を得た事実はない。
三の(5)について
一般的に、国際機関への拠出に当たっては、

当該国際機関の指定する口座に送金することとしており、国連通常分担金については、現在、国連本部の指定を受けてニューヨークの国連本部口座に送金している。

四の(1)から(3)までについて

お尋ねについては、外務省において保有している文書からは確認できないため、直ちにお答えすることは困難である。

平成二十一年五月二十七日提出
質 問 第 四 五 六 号

国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四一五号)を踏まえ、再質問する。

一 知人女性との温泉旅行に、国会議員の公務用JR無料バスを使つたとの疑惑が報じられた鴻池祥肇氏が、本年五月十二日、内閣官房副長官の職を辞した。この様に、JR無料バスが必ずしも公務と関係のない用途に使われている実例があることが今明らかになったことに對し、前回質問主意書で、予算を司る内閣の長として、麻生太郎内閣総理大臣はどのような認識を有しているか、他にも同様の事例がないか、実態

を把握すべく調査を行う考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「特殊乗車券等は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定の趣旨にのっとり適切に使用される必要があると考えているが、そのために必要な調査等については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。」との答弁がなされている。言うまでもなく、国の予算案は、財務省の査定を経て、内閣で閣議決定されてから国会で審議されるものである。麻生総理は「国会において御議論いただくべき問題である」と答弁しているが、国会議員に支給されるJR無料バス、航空券のクーポン券に係る予算も、当然財務省、つまり政府が関与しているものであるところ、右に關し、予算を司る内閣、政府の長である麻生総理が「国会において御議論いただくべき問題である」として、答弁を避けることは許されないと考えるところ、麻生総理においては、右の問いに対し、明確に見解を示されることを求める。右質問する。

り、国会議員に支給されるJR無料バス、航空券のクーポン券に係る予算も、当然財務省、つまり政府が関与しているものである。右に關し、予算を司る内閣、政府の長である麻生総理が「国会において御議論いただくべき問題である」として、答弁を避けることは許されないと考えるところ、麻生総理においては、右の問いに対し、明確に見解を示されることを求める。右質問する。

内閣衆質一七一第四五六号
平成二十一年六月五日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 鴻池氏の事例を一つの契機として、国会議員に支給されるJR無料バスや航空券のクーポン券が適切に使われているか否かをチェックし、公務以外で使われていることがわかった場合には罰則を科す制度を作るべきであると考えているが、麻生総理の見解如何。なお、一同様に、国の予算案は、財務省の査定を経て、内閣で閣議決定されてから国会で審議されるものである

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
先の答弁書(平成二十一年五月二十六日内閣衆質一七一第四一五号)五から七までについてでお答えしたとおり、特殊乗車券等は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の規定の趣旨にのっとり適切に使用される必要があると考えている

が、そのために必要な調査等については、まずは、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十一年五月二十七日提出
質 問 第 四 五 七 号

檢察官等による犯罪行為の発件数等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

檢察官等による犯罪行為の発件数等に関する再質問主意書

本年五月十四日、さいたま地方検察庁刑事部の検事が、JR埼京線の電車内で女性に対して痴漢行為を行ったとして、警視庁板橋署により東京都迷惑防止条例違反(痴漢)容疑で現行犯逮捕されるという事件が発生した。右に關連し、前回答問主意書で、右の事件と同様の、現職の檢察官、または檢察事務官(以下、「檢察官等」という。)による痴漢事件、他に盗撮や児童買春等、公序良俗に反する破廉恥事件(以下、「破廉恥事件」という。)は、過去五年間に何件発生しているか、また、「檢察官等」による飲酒運転や交通事故等、自動車等の運転に關連する事故(以下、「飲酒運転等の交通事故」という。)は過去五年間に何件発生しているかと問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四一三三号)では、「破廉恥事件」に關して、強制わいせつ事件が二件、強姦未遂事件が一件、東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に關する条例違反事件及びこれと同様の

の他の地方公共団体の条例違反事件が四件、「飲酒運転等の交通事故」に關しては、酒気帯び運転事件が五件、自動車等の運転を伴い事故を起こした事件が百七十四件、それぞれ発生していることが明らかにされている。右を踏まえ、再質問する。

一 「破廉恥事件」が発生した日にちをそれぞれ明らかにされたい。

二 「破廉恥事件」を起こした「檢察官等」の氏名及び当時の官職、また在職中の者については現在の官職も含めて、それぞれ明らかにされたい。

三 「破廉恥事件」を起こした「檢察官等」に対する処分について、「前回答弁書」ではいずれも免職または減給の懲戒処分が下されていることが明らかにされているが、どの「檢察官等」に対して右の処分のうちどれが下されているのか、また減給に關しては何ヶ月にわたりどれだけの減給がなされたのかも含め、その詳細を明らかにされたい。

四 「飲酒運転等の交通事故」が発生した日にちをそれぞれ明らかにされたい。

五 「飲酒運転等の交通事故」を起こした「檢察官等」の氏名及び当時の官職、また在職中の者については現在の官職も含めて、それぞれ明らかにされたい。

六 「飲酒運転等の交通事故」を起こした「檢察官等」に対する処分について、「前回答弁書」では十二名の者に対し、停職、減給または戒告の懲戒処分が下されていることが明らかにされているが、どの「檢察官等」に対して右の処分のうち

どれが下されているのか、また停職、減給に關しては何ヶ月にわたり停職させ、またどれだけの減給がなされたのかも含め、その詳細を明らかにされたい。

七 檢察庁における「檢察官等」による「破廉恥事件」や「飲酒運転等の交通事故」の発生を防止するための対策について、「前回答弁書」では、檢察庁においては、各種の会同や研修等の際に、網紀の保持に努めるよう指導するなどしているものと承知している。」との答弁がなされている。前文で挙げた「破廉恥事件」や「飲酒運転等の交通事故」の発生状況を見て、右答弁にある檢察庁の対策は十分な効果を上げていると言えるか。政府、特に法務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第四五七号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察官等による犯罪行為の発生件数等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察官等による犯罪行為の発生件数等に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

法務省においては、「懲戒処分の公表指針に

ついて」(平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知)を踏まえ、職務に關連しない行為につき免職又は停職の懲戒処分を受けた職員について、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとし、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には内容の一部又は全部を公表しないこととしていところ、先の答弁書(平成二十一年五月二十六日内閣衆質一七一第四一三号。以下「先の答弁書」という。)について述べた事件のうち、平成十七年十二月十五日に発生した強姦未遂事件につき、大関佳穂檢察官に対し、免職の処分を行い、平成二十一年五月十四日に発生した東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十七年東京都条例第百三十三号)違反事件につき、松井正広檢察官に対し、停職一月間の処分を行い、同人はその後退職した。

それ以外の事件の事実関係等については、減給の懲戒処分を受けた職員に係る事件であること、又はその一部の公表により関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四から六までについて

法務省においては、一から三までについて述べた方針に基づき公表を行っているところ、先の答弁書四について述べた事件のうち、平成十八年十一月二十八日に発生した酒気帯び運転事件一件につき、檢察事務官に対し、停職一

月間の処分を行った。

それ以外の事件の事実関係等については、減給若しくは戒告の懲戒処分を受けた職員に係る事件であること、又は懲戒処分を受けていない職員に係る事件であることから、お答えすることは差し控えたい。

七について

御質問の点について一概には言えないが、いづれにせよ、檢察庁においては、各種の会同や研修等の際に、網紀の保持に努めるよう指導するなどしているものと承知しており、今後も引き続き、このような指導等をするものと承知している。

平成二十一年五月二十七日提出
質問 第四五八号

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問主意書

本年四月二十一日、政府は総額十四兆七千億円に上る平成二十一年度補正予算案(以下、「補正予算」という。)を発表した。「補正予算」については、五月の連休明けから国会審議が始まり、同月十三日に衆議院を通過した。「補正予算」の中には、三兆円の施設整備費が含まれており、その一環として、総額約百十七億円を用いた国立メディア芸術総合センター(仮称)の建設が計画されていると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 麻生太郎内閣総理大臣は、現在我が国はじめて世界を覆う不況を「百年に一度」の不況であると形容することが多々あると承知するが、「補正予算」の目的、必要性等、右の意義について説明されたい。

二 国立メディア芸術総合センターは、アニメやマンガ、映画、ゲームなどの資料を展示するものであると承知するが、政府が「補正予算」において同センターを建設する目的、必要性は何か。百年に一度の不況と言われる今、なぜ同センターの様なものを建設しなくてはならないのか、同センターの建設は、一の「補正予算」の意義にどの様な点で合致するのか、詳細に説明されたい。

三 国立メディア芸術総合センター建設により、例えば我が国においてどれくらい雇用が増える等の経済波及効果があるのか、具体的数値を挙げて説明されたい。

四 国立メディア芸術総合センターが建設された後、同センターの管理責任者はじめ幹部には誰が就く予定であるか。

五 四の者は、公募により決められるのか、または国家公務員を退職した者、つまり天下りした者が就くのか。

六 国立メディア芸術総合センターは、いわゆる国立漫画博物館とも言うべきものであり、二〇〇九年一月から三月にかけ、我が国のGDPが

年率換算で十五、二％の減少をみせる等、我が国経済が未曾有の大不況にある今、補正予算の枠組みを用いてまでも建設しなくてはならないものでは全くなく、政府による前代未聞の税金の無駄遣いであると考え、麻生総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第四五八号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげるといった目的に沿って、経済の下支えに必要な事業や将来の成長力を高める事業等を厳選し、これらの事業に必要な経費を平成二十一年度第一次補正予算に計上したところである。

二及び六について

「国立メディア芸術総合センター（仮称）」（以

下「センター」という。）は、メディア芸術のすべての分野について、作品の展示、収集及び保管、関連情報の集約及び発信、調査研究、人材育成等を総合的に行う施設として設立するものである。センターの設立は、海外において高い評価を得ている我が国のメディア芸術の振興を図るとともに、これを新規市場の創出等に活用し、我が国の中長期的な成長を図るために必要な投資であることから、一について述べた平成二十一年度第一次補正予算の目的に沿ったものであり、御指摘のように「税金の無駄遣いである」とは考えていない。

三について

お尋ねの経済波及効果を具体的な数値でお答えすることは困難であるが、センターの設立は、海外において高い評価を得ている我が国のメディア芸術を新規市場の創出等に活用し、我が国の中長期的な成長を図るものである。

四及び五について

センターの運営は民間に委託することを予定しており、御指摘の「管理責任者等については未定であるが、民間の創意工夫を活かすなどの観点から、人選がなされるものと考えている。

平成二十一年五月二十七日提出
質問 第四五九号

新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビＣＭに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビＣＭに関する質問主意書

一 新型インフルエンザに関する広報に政府が要した費用の総額を明らかにされたい。

二 現在政府は、新型インフルエンザに関し、国民に冷静な対応を呼びかけるＣＭ（以下、「ＣＭ」という。）をテレビ上で放送していると承知するが、「ＣＭ」に関連し、政府はどれだけの費用を要したか、またその費用の予算項目は何か明らかにされたい。

三 「ＣＭ」以外に、例えばラジオや雑誌、新聞等の他の媒体で、政府として新型インフルエンザに関し、国民に冷静な対応を呼びかける広報を行っているか。行っているのなら、どの媒体において行っているのか、全て明らかにされたい。

四 三に政府が要した費用はいくらか明らかにされたい。

五 「ＣＭ」ははじめ三の広報を作成する上で、政府は広告代理店等の民間企業と契約を結んでいるか。

六 五で、結んでいるのなら、その企業名を全て明らかにされたい。

七 五で、結んでいるのなら、どの様な経緯により、どの様な契約が結ばれているのか、企業毎に明らかにされたい。

八 政府はどのテレビ局に対して「ＣＭ」の放送を依頼しているか。

九 八のテレビ局に対し、政府としてどれだけの放送料を支払っているのか、それぞれ明らかに

されたい。

十 「ＣＭ」の内容は、麻生太郎内閣総理大臣が椅子に腰掛け、「政府からのお知らせです。」とまず話し、「今回の新型インフルエンザは早期に治療を受けなければ恐れることはありません。急な発熱や咳が出たら、まずは相談窓口にご相談して下さい。」とのアナウンスを経て、最後に麻生総理が「冷静な対応をお願いします。」と呼びかけるものであると承知する。「ＣＭ」の趣旨は、新型インフルエンザを過度に恐れ、慌てふためくことなく、冷静に対応することを国民に求めるものであると考えるが、確認を求める。

十一 そもそも「ＣＭ」に麻生総理が自ら出演している理由は何か。

十二 十で、「ＣＭ」の趣旨が、新型インフルエンザへの冷静な対応を国民に求めるものであるならば、麻生総理がわざわざ出演する必要はないのではないか。麻生総理が自ら出演することでは、国民に大きな印象を与え、かえって冷静な対応を呼びかける効果をなくしてしまうのではないか。

右質問する。

内閣衆質一七一第四五九号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビＣＭに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビCMに関する質問に対する答弁書

一について

新型インフルエンザについては、その重要性にかんがみ、これまで各種の広報を実施しているが、お尋ねの今回の新型インフルエンザに係る政府の広報に要した費用は、他の広報と一体となっているため算出が困難であるものを除き、約五億千四百四十六万円である。

二、八及び九について

お尋ねのテレビ上で放送した国民への呼び掛けスポット放送（以下「スポット放送」という。）の費用は、約二億八千七百八十三万円であり、これは、平成二十一年度予算に計上している（項）政府広報費（目）啓発広報費から支出することとしている。また、スポット放送の放送実施局の選定及び放送料の支払については、その契約先である株式会社電通が一括して行っている。

三及び四について

今回の新型インフルエンザに係る政府の広報のうち、スポット放送以外で、国民に冷静な対応を呼び掛けた広報媒体は、首相官邸等のホームページ、麻生内閣メールマガジン、政府インターネットテレビ、新聞記事下広告及び政府広報誌である。また、これらの媒体を使用した政府の広報に要した費用は、他の広報と一体となっているため算出が困難であるものを除き、

約二億千九百九十四万円である。
五から七までについて

お尋ねの広報を作成する上で民間企業と契約を行っている広報媒体及びその契約は、スポット放送については株式会社電通、政府インターネットテレビについては株式会社日テレエックストーン、新聞記事下広告については株式会社オリコム、政府広報誌については社団法人日本広報協会であり、それぞれ一般競争入札により契約を行ったものであり、また、厚生労働省ホームページに掲載している今回の新型インフルエンザに係る一般向けのパンフレットについては有限会社リクウであり、契約額が少額であることから随意契約を行ったものである。

十から十二までについて

お尋ねのスポット放送は、今回の新型インフルエンザが国家の危機管理上重大な課題との認識の下、国民の不安を解消するために、新型インフルエンザ対策本部長である内閣総理大臣から直接国民にメッセージを発する必要があると考え、冷静な対応を呼び掛けたものである。

平成二十一年五月二十七日提出
質問 第四六〇号

外務省在外職員に支給される子女教育手当の
妥当性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される子女教育手当
の妥当性に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一六四第三〇号）を踏ま

え、質問する。

一 外務省在外職員に支給される子女教育手当につき、平成十六年度から二十一年度にかけて、それぞれ五億五千五百一十二万円、五億九千五百四十九万六千円、六億二千七百四十一万六千円、六億二千四百四十九万九千円、七億五千三百六十五万五千円、七億五千三百二十八万四千円が支給等されていると承知するが、これらの年度において当該手当を受給している職員は何人いるか、年度ごとに明らかにされたい。

二 外務省在外職員に支給される子女教育手当につき、「政府答弁書」では「子女教育手当は、子女を有する在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するものであり、民間との比較及び社会通念上、妥当と考えている。」との答弁がなされているが、外務省として、右答弁にある「民間」及び「社会通念」をどの様なものと認識しているか。民間においても、各企業等で社員に対して子女教育手当と同趣旨の手当が支給されることはあっても、外務省におけるもの程手厚いものではないと思料するが、外務省として、民間における平均的な子女教育手当の額につき、客観的なデータを有しているか。

三 二で、有しているのなら、その内容を明らかにされたい。

四 外務省として、社会通念上妥当な、民間における平均的な給与や子女教育手当等の各種手当の金額を把握すべく、何らかの調査を行っているか。

五 四で、行っているのなら、当該調査を担当する部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

六 二で、外務省として、社会通念上妥当な、民間における平均的な子女教育手当の額に関する客観的なデータを有しておらず、また四で、それを把握するための調査も行っていないのなら、外務省としてどの様にして二の答弁にある様な比較を行っているのか、また、何を根拠に外務省の子女教育手当が民間との比較及び社会通念上妥当であると主張するのか、それぞれ説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第四六〇号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

二から六までについて

外務省大臣官房において民間企業における海

外駐在員への諸手当について照会を行っているところ、海外勤務に際して子女が海外で学校教育等を受けるのに必要な経費に充当するための補助が民間企業においても行われており、在外職員に対する子女教育手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。

平成二十一年五月二十七日提出
質 問 第 四 六 一 号

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問主意書

「政府答弁書一」(内閣衆質一六三第四七号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一六四第三〇号)を踏まえ、質問する。

一 外務省在外職員に支給される配偶者手当につき、「政府答弁書一」では平成十七年度の受給者数及び予算額が明らかにされている。平成十七年度を除く同手当の平成十六年度から二十一年度にかけての予算額は、それぞれ十七億三千九百九十九万四千円、十八億千五百六十二万三千円、十八億五千八百五十一万二千円、十九億千六百八十一万一千円、十八億九千五百十万八千円であると承知するが、これらの年度における受給者数を明らかにされたい。

二 「政府答弁書二」では、外務省在外職員に支給される子女教育手当につき、「子女教育手当

は、子女を有する在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するものである。民間との比較及び社会通念上、妥当と考えられている」と、外務省として、民間と比較し、並びに社会通念に照らして、同省在外職員に支給されている子女教育手当の金額は妥当であると認識している旨の答弁がなされているが、配偶者手当に関しても、同省は民間との比較を行っているか。

三 民間においても、各企業等で社員に対して配偶者手当と同趣旨の手当が支給されることはあっても、外務省におけるもの程手厚いものは到底ないと思料するが、外務省として、民間における平均的な配偶者手当の額につき、客観的なデータを有しているか。

四 三で、有しているのなら、その内容を明らかにされたい。

五 外務省として、社会通念上妥当な、民間における平均的な給与や配偶者手当等の各種手当の金額を把握すべく、何らかの調査を行っているか。

六 五で、行っているのなら、当該調査を担当する部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

七 二で、外務省として、配偶者手当の予算額を決定する際に、社会通念上妥当な、民間における平均的な配偶者手当の金額との比較を行っているのならば、それはなぜか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四六一号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

二から七までについて

外務省大臣官房において民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を行っているところ、海外勤務に際して家族が同伴する場合には、追加的な手当が民間企業においても支給されており、在外職員に対する配偶者手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 六 二 号

一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する質問主意書

一九九九年八月、キルギスで日本人鉦山技師ら四人が誘拐される事件(以下、「日本人誘拐事件」という。)が発生した。二〇〇八年一月三十一日、「日本人誘拐事件」に関し、キルギスの国会において、当時人質の解放交渉に携わっていたとされるトゥルスンバイ・バキル・ウウルー・キルギス共和国前オンブズマンにより、「日本人誘拐事件」が発生した際に日本政府が支払ったとされる身代金(以下、「身代金」という。)がキルギスの治安当局の人間によって山分けされていたとの証言(以下、「証言」という。)がなされていると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」(内閣衆質一六九第三五九号)では、「証言」の議事録(以下、「議事録」という。)について、「平成二十年五月八日現在、キルギス共和国議会より御指摘の『議事録』の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。」との答弁がなされているが、現時点で、キルギス議会より「議事録」の提供はなされているか。

二 一で、なされているのなら、提供がなされた日にちを明らかにされたい。

三 「政府答弁書」では「御指摘の『議事録』については、在キルギス日本国大使館よりキルギス側に対して引き続き提供を要請しているところであり、例えば、平成二十年四月三十日に同様の

要請を行っている。」との答弁がなされている。
政府、特に外務省、在キルギス日本国大使館として、同議会に「議事録」の提供を求めた直近の日にちを明らかにされた。

四 一で、キルギス議会より「議事録」の提供が未だになされていないのなら、今後政府、特に外務省、在キルギス日本国大使館として、「議事録」の提供がなされるまで、同議会に対しそれを引き続き求めていく考えはあるか。

五 四で、ないのなら、それはなぜか説明された。右は、「証言」の詳細な内容、ひいては「身代金」支払の事実関係はじめ「日本人誘拐事件」の真相を国民に明らかにすることを、政府、特に外務省として諦めているということか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四六二号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十一年六月一日現在、キルギス共和国

平成二十一年六月九日 衆議院会議録第三十七号

議長 報告

議会より御指摘の「議事録」の提供を受けるには至っていない。

三について

平成二十年九月十六日、在キルギス日本国大使館よりキルギス側に対して御指摘の「議事録」の提供を要請している。

四及び五について

政府としては、キルギス側に対し、引き続き御指摘の「議事録」を提供するよう要請していく考えである。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 六 三 号

外務省の在外公館派遣員制度に関する質問
意 書

提出者 鈴木 宗男

外務省の在外公館派遣員制度に関する質問

主意書

一 外務省に在外公館派遣員制度という制度があると承知するが、現時点での派遣員の総人数並びに派遣先在外公館数につき、それぞれ明らかにされた。

二 派遣員の採用等、在外公館派遣員制度の事務は外務省の所管団体である社団法人国際交流サービス協会が行っていることと承知するが、同省より同協会に対してどれだけの助成がなされ、またその助成額は同協会の収入の何割を占めているのか、過去十年間につき、それぞれ明らかにされた。

三 過去十年間、国際交流サービス協会に天下っている外務省職員はいるか。いるのなら、その者の同省退職前の官職を明らかにされた。

四 派遣員に対して外交旅券は発給されるか。

五 派遣員への本給はいくらか。

六 派遣員に対し、五の本給以外に、外務省職員に対して支給されている在勤基本手当や住居手当、配偶者手当、子女教育手当等の在勤手当と同趣旨の各種手当は支給されているか。されているのなら、どの様な手当が支給されているのか明らかにされた。

七 六の派遣員に対する手当の額の積算根拠を示されたい。

八 五の本給並びに六の手当に係る予算額は年間いくらか。

九 国際交流サービス協会のHPによると、派遣員の職務について「仕事の内容は各在外公館によって異なりますが、主に便宜供与や事務の補助等の職務に従事します。便宜供与とは在外公館に出張等で来られるお客様を側面支援する仕事です。空港への送迎、ホテルの留保、会議・市内視察等への随伴、案内、航空券手配など各種アレンジが含まれます。事務の補助とは会計、庶務等の部署で文書作成や文具管理等、業務の補佐を行うことを指します。」との説明がなされている。右には「在外公館に出張等で来られるお客様」とあるが、右は具体的にどの様な人物を指しているのか説明された。

十 九の便宜供与の業務に関して「空港への送迎、ホテルの留保、会議・市内視察等への随

行、案内、航空券手配など各種アレンジ」とあるが、右に例えば買い物等、九の「お客様」の個人的な行動に随伴することや、「お客様」に対する飲食を伴う接待等を行うことは含まれるか。

十一 九の便宜供与の業務を、派遣員ではない、外務省の正規の職員である現地の大使館員（以下、「正規の大使館員」という。）は行っているか。

十二 九の便宜供与の業務を、「正規の大使館員」のみで行うことはできないのか。

十三 十二で、九の便宜供与の業務を、「正規の大使館員」のみで行うことはできず、八の予算を用いてまで派遣員にさせる必要があるというのなら、その理由を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四六三号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年六月一日現在、外務省は、社団法人国際交流サービス協会（以下「協会」という。）から、百九十七の在外公館に、御指摘の派

遣員(以下「派遣員」という。)二百六十九人の派遣を受けている。

二について

外務省は平成十年から平成二十年までの間に協会に対して補助金を交付していない。

三について

御指摘の「天下っている外務省職員」が、外務省のあつせんにより協会に再就職した外務省職員を意味するのであれば、現時点で確認できる範囲では、協会に一人が再就職しており、退職時の官職は参事官である。

四について

派遣員は外交旅券の発給を受ける場合がある。

五から七までについて

派遣員に対しては、協会から協会の規定に基づき報酬、住居費、渡航に係る費用等が支払われていると承知している。

八について

外務省が協会に対して派遣員の派遣に係る業務を委託するための平成二十一年度の予算額は約二十一億八千三十万円である。

九について

外務省としては、御指摘の者は、公共性を有する用務で海外に渡航する者であると認識している。

十について

御指摘の「お客様」の「個人的な行動」や「飲食を伴う接待等」の意味が明らかではないが、外務省としては、便宜供与は、一般に、公共性を有する用務に対し行うものであると認識している。

有する用務に対し行うものであると認識している。

十一から十三までについて

在外公館が行っている便宜供与は、在外公館の長の指示の下、在外公館全体として適切に対応してきており、その中で派遣員も必要な役割を果たしている。

平成二十一年五月二十八日提出
質問 第四六四号

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問主意書

一 平成二十一年度における便宜供与の格付けはどの様になっているか明らかにされたい。

二 「政府答弁書」(内閣衆質一六三第一八号)では、便宜供与について「一般に、公共性を有する用務で海外に渡航する者に対して行う送迎、宿舍の手配等の支援を指す。」との定義がなされているが、「送迎、宿舍の手配等」の具体的内容を全て明らかにされたい。

三 「政府答弁書」では、平成十五年度における国会議員に対する便宜供与及び国会議員以外の者に対する便宜供与の件数が明らかにされているが、平成十六年度から二十年度における右二つの便宜供与の件数を全て明らかにされたい。

四 大使館が二の便宜供与を行う対象は、一の便宜供与の格付けのうちの格付けに該当するか。

五 総領事館が二の便宜供与を行う対象は、一の便宜供与の格付けのうちの格付けに該当するか。右質問する。

内閣衆質一七一第四六四号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「格付け」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C—G G、C C—H H、D D、T T—X X及びT Tの分類を設けている。

二について

外務省が便宜供与として実施するものには、送迎、宿舍の手配のほか、訪問先への同行・案内、通訳の手配、現地事情説明、アポイントメントの取付け等がある。

三について

在外公館からの報告によれば、平成十六年度における国会議員に対する便宜供与は合計千五百十六件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二千二百五十二件、平成十七年度における国会議員に対する便宜供与は合計千三百五十七件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二千四百八十二件、平成十八年度における国会議員に対する便宜供与は合計千九百六十二件、同年度における国会議員以外の者に対する便宜供与は合計二千六百五十四件である。平成二十年度における便宜供与については、在外公館からの報告が完了しておらず、お示しすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの二の便宜供与を行う対象の意味するところが必ずしも明らかでないが、大使館及び総領事館はいずれも一について述べた便宜供与取扱基準に従ってそれぞれの分類について適切に対応してきている。

平成二十一年五月二十八日提出
質問 第四六五号

外務省の専門調査員制度に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の専門調査員制度に関する質問主意書

- 一 外務省において、専門調査員を採用し、同省からの委嘱により我が国の在外公館に通常二年の任期で派遣する制度があると承知するが、専門調査員は現地の在外公館で具体的にどの様な業務を行っているのか説明されたい。
- 二 外務省HPによると、本年四月一日時点で、百六十六の在外公館に二百三十九名の専門調査員が派遣されているとのことであるが、専門調査員の本給はいくらか説明されたい。
- 三 専門調査員に対して外交旅券は発給されるか。
- 四 専門調査員に対し、二の本給以外に、外務省職員に対して支給されている在勤基本手当や住居手当、配偶者手当、子女教育手当等の在勤手当と同趣旨の各種手当は支給されているか。されているのなら、どの様な手当が支給されているのか明らかにされたい。
- 五 四の専門調査員に対する手当の額はどの様にして決められているか、その積算根拠を示されたい。
- 六 二の本給並びに四の手当に係る予算額は年間いくらか。
- 七 専門調査員が一の業務を行うことにより、我が国の外交にどの様な効果をもたらした、また我が国の国益増進にどの様な寄与をしていると外務省は認識しているか。
- 八 一の業務を、専門調査員ではない、正規の外務省職員である現地の大使館員(以下、「正規の大使館員」という。)は行っているか。

九 一の業務を、専門調査員を採用することなく、「正規の大使館員」のみで行うことはできないのか。

十 九で、一の業務を、「正規の大使館員」のみで行うことはできず、六の予算を用いてまで専門調査員を採用し、その業務に当たらせる必要があるというのなら、その理由を示されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第四六五号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の専門調査員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の専門調査員制度に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省の専門調査員(以下「専門調査員」という。)は、在外公館が所在する外国において、政治、経済、文化等に関して外務省が指定する事項について調査・研究等を行っている。

二 及び四から六までについて

専門調査員に対しては、外国において一についてでお答えした業務を行うに際して必要となる謝金が支払われている。専門調査員に対する謝金の額については、それぞれの者について異なること等から一概に申し上げることは困難であるが、当該謝金を支払うための平成二十一年

度の予算額は、約二十一億六千七百万円である。

三 について

専門調査員は外交旅券の発給を受ける場合がある。

七から十までについて

政治、経済、文化等に関する調査・研究については、御指摘の「大使館員」も行っているが、専門調査員の制度は、外務省が、大学院修士課程修了以上の学歴を有し、かつ、委嘱される調査・研究事項に関し一定の研究実績のある者に、一についてでお答えした業務を委嘱することとで、これらの者の専門的な知見を外交活動に活用してきており、外務省として、このような専門調査員は必要であると認識している。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 六 六 号

外務省における健康管理休暇制度に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における健康管理休暇制度に関する質問主意書

一 外務省における健康管理休暇制度の法的根拠如何。

二 健康管理休暇制度につき、「政府答弁書」(内閣衆質一六三第四九号)では「健康管理休暇制度は、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地に勤務する在外研修員を除く在外職員及

びその在外職員と同居している扶養親族が、健康診断を受診する等の目的で、その在外職員の年次有給休暇の範囲内で近隣先進国等に赴くことを認める制度である。」との説明がなされ、同制度が適用される国々にある我が国の在外公館が列挙されているが、右の「近隣先進国等」とは具体的にどの様な国を指すのか、全て明らかにされたい。

三 二の国々のうち、実際に健康管理休暇制度を利用した外務省職員が多く訪れる国はどこか、その上位五か国を明らかにされたい。

四 「政府答弁書」では、平成十七年度における健康管理休暇制度の予算額が明らかにされているが、平成十八年度、十九年度、二十年度、二十一年度の予算額についてもそれぞれ明らかにされたい。

五 四の各年度において、健康管理休暇制度を利用した外務省職員はそれぞれ何人いるか明らかにされたい。なお、人数の集計に膨大な作業を要する場合は、答弁提出の延期に応じることは可能であるところ、外務省においては、「お答えすることは困難である」などとして答弁を避けることのない様、要請する。

六 二の答弁には「健康診断を受診する等の目的で」とあるが、健康管理休暇制度を利用した外務省職員は、必ず健康診断を受診し、それについて同省に報告する義務を負うか。それとも、健康診断を受診するか否かは、あくまで当該職員の任意によるか。

七 外務省職員が健康管理休暇制度を利用して、自身が勤務する国から二の国々へ移動する際の

渡航費用や、移動先のホテル料金や食事代等の滞在に係る費用は、当該職員本人のみならず当該職員の扶養親族の分も含め、全て公費、つまり国民の税金によりまかなわれるものであると承知するが、確認を求める。

八 一般に民間においては、外務省における健康管理休暇制度と同様の手厚い制度を、海外に駐在している社員のために準備している企業はないと思料する。健康管理休暇制度は、社会通念上平均的な、民間と比較しても妥当とは言えない、まさに外務省職員を優遇しすぎている特権ともいふべき制度であると考えるが、同省として、同制度のあり方を見直す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第四六六号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における

健康管理休暇制度に関する質問に対する答

弁書

一について

健康管理休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十七条の年次休暇である。

二について

お尋ねの「近隣先進国等」とは、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令昭和二十九年外務省令第三号の別表に定める不健康地以外の地を指す。

三について

お尋ねの国については、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの予算額については、平成十八年度が四億三千四百四十万二千円、平成十九年度が四億五千四百八万六千円、平成二十年度が四億二千二百九十七万七千円及び平成二十一年度が三億八千二百四十六万六千円である。

五について

お尋ねの人数は、現時点で把握している限りでは、平成十八年度が九百二十人、平成十九年度が八百九十一人及び平成二十年度が九百三十人である。

六について

健康診断の受診は職員の任意である。

七について

職員及び任地に同伴している家族の航空賃のみが支給対象である。

八について

勤務・生活環境の厳しい任地に駐在する職員に対しては、主要な民間企業においても同様の休暇制度が設けられており、健康管理休暇制度は民間との比較及び社会通念上、妥当なものと認識している。

平成二十一年五月二十八日提出
質問 第四六七号

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問主意書
「政府答弁書(内閣衆質一六四第三〇号)を踏まえ、質問する。

一 外務省在外職員に支給される住居手当につき、平成十六年度から二十一年度にかけての予算額は、それぞれ八十四億四千四百六十八万二千円、八十一億四千六百四十九万二千円、八十五億二千二百八十八万八千円、九十億四千四百四十二万八千九百九十五億七百三十三万八千円、九十億八千九百九十五万五千円であることと承知するが、これらの年度における受給者数を明らかにされたい。なお、人数の集計に膨大な作業を要する場合は、答弁提出の延期に応じることは可能であるところ、外務省においては、「お答えすることは困難である」などとして答弁を避けることのない様、要請する。

二 「政府答弁書」では、外務省在外職員に支給される子女教育手当につき、「子女教育手当は、子女を有する在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するものであり、民間との比較及び社会通念上、妥当と考えている。」と、外務省として、民間と比較し、並びに社会通念に照らして、同省在外職員に支給されている子女教育手当の金額は妥当であると認識している旨の答弁がなされているが、住居手当

に関しても、同省は民間との比較を行っているか。

三 民間においても、各企業等で社員に対して住居手当と同趣旨の手当が支給されることはあっても、外務省におけるもの程手厚いものでは到底ないと思料するが、外務省として、民間における平均的な住居手当の額につき、客観的なデータを有しているか。

四 三で、有しているのなら、その内容を明らかにされたい。

五 外務省として、社会通念上妥当な、民間における平均的な給与や住居手当等の各種手当の金額を把握すべく、何らかの調査を行っているか。

六 五で、行っているのなら、当該調査を担当する部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

七 二で、外務省として、住居手当の予算額を決定する際に、社会通念上妥当な、民間における平均的な住居手当の金額との比較を行っているのなら、それはなぜか。右質問する。

内閣衆質一七一第四六七号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、詳細な調査を要するため、現時点でお答えすることは困難であるが、在外公館の定員は、平成十六年度が三千二百七十一人、平成十七年度が三千二百七十五人、平成十八年度が三千二百八十六人、平成十九年度が三千三百三十八人、平成二十年度が三千四百二十八人、平成二十一年度が三千五百二十八人である。

二から七までについて

外務省大臣官房において民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を行っているところ、海外で勤務するのに必要な住宅費に充当するための手当が民間企業においても支給されており、在外職員に対する住居手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。

平成二十一年五月二十八日提出
質問 第四六八号

食品ロスに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

食品ロスに関する質問主意書

一 我が国で国民に対して供給された食料及び廃棄された食料はそれぞれ年間何トンか。また、

廃棄された食料は、我が国で国民に供給された食料の何%か。また、それは何人分の食料に当たるのか。

二 我が国が輸入した食料は年間何トンか。また、一で示された廃棄された食料の割合を当てはめた場合、輸入された食料のうち、廃棄された食料の割合は何%で何トン分に該当するか。

三 我が国の国民が一日あたりに摂取した食料及び供給された食料は、カロリーベース（熱量ベース）で算出すると、それぞれ何キロカロリーか。また、摂取した食料と供給された食料の差は、カロリーベース（熱量ベース）で算出すると何キロカロリーで供給された食料の何%になるか。また、それは何人分の食料に当たるのか。

四 三で算出された割合は、国民に対して供給された食料のうち摂取されなかった食料であり、我が国における食料の損失とみなしても問題はないか。

五 世界の飢餓人口は何人か。

六 以上を踏まえ、政府は、我が国における食料の廃棄・損失状況について、どのような見解をお持ちか。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことをお願いする。また、回答の数値は可能な限り直近の実績をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一七第一四六八号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出食品ロスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出食品ロスに関する質問に対する答弁書

一及び二について

食料需給表を基に試算すると、平成十七年度において我が国では年間約九百万トンの農林水産物等が食用に供され、一部は加工、調理等の過程を経て、国民に供給されている。一方、国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されているもの（以下「食品ロス」という。）は、各種統計調査等を基に試算すると約五百万トンから九百万トン発生していると推計される。

また、食料需給表を基に試算すると、平成十七年度において我が国では約五千万トンの農林水産物等が食用等に供するため輸入されている。

なお、加工、調理等の過程で、例えば皮などの通常の食習慣において廃棄される非可食部分を除かれる一方、米飯など水分が加わることにより重量が増す実態があることから、農林水産物等の供給量と食品ロスを比較することは適当ではなく、食品ロスが供給された食料の何パー

セントになるか、また、何人分の食料に当たるのかについてお答えすることは困難である。

三について

国民一人が一日当たり食事により摂取した熱量（以下「摂取熱量」という。）については、平成十八年国民健康・栄養調査に基づきアルコール飲料の摂取による熱量を除いて計算すると、千八百三十五・五キロカロリーとなる。また、国民一人に一日当たり供給された熱量（以下「供給熱量」という。）は、平成十八年度食料需給表によると、二千五百五十・五キロカロリーである。摂取熱量と供給熱量の差については、国民健康・栄養調査と食料需給表とで調査及び作成方法が異なるので単純に比較できないが、仮に両熱量の差を計算すると七百十五・〇キロカロリーとなり、供給熱量の二十八パーセントに相当する。また、この摂取熱量と供給熱量との差は、一人当たりの熱量を供給熱量で単純に計算すると約三千六百万人分に相当する。

四について

三についてで計算した摂取熱量と供給熱量の差については、それぞれの調査及び作成方法が異なるので、この差が直ちに供給食料のうち摂取されなかった食料であるとはいえない。なお、供給食料のうち摂取されなかった食料についても、その一部が飼料等に再生利用されており、一概に我が国における食料の損失とみなすことは適切ではない。

五について

世界の栄養不足人口については、国際連合食

糧農業機関が平成二十年十二月時点の暫定推計値として公表した資料によると、約九億六千三百万人であると承知している。

六について
食料が食べられずに廃棄されている実態を改善することは消費者と食品産業が認識を共有して取り組むべき重要な課題と認識しており、政府として国民全体に食品ロス削減の取組が広がるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発や意見交換等に積極的に取り組んでいるところである。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 六 九 号

水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問主意書

近年、世界的な水需要の高まりから、水資源の源である水源林の重要度が高まりつつある。その影響が日本にも波及し、外国資本による水源林を含む水源事業の買収活動が活発化している。

これに関連して、以下質問する。

一 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）においては、所有権移転登記の際に農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）に基づく農業委員会もしくは都道府県知事の許可書の添付が必要となる（不動産登

記令第七条第一項第五号）農地の売買と異なり、民有林の売買の規制に関する規定が存しないため、所有者は所有する山林を行政官庁の許可なく、自由に売買することが可能である。

また、国土利用計画法（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）では、一ヘクタール以上の土地（都市計画区域外）の売買については都道府県知事への届出が義務づけられているが、一ヘクタール未満の土地の場合は届出義務がない。

そこで、許可制等の事前審査の充実を含め、取引の安全を主な目的とする登記による公示のみにとどまらず、森林資源の所有者、所有目的を包括的に管理する必要性が生じてくるように考えられるが、新たな立法の必要性について政府の見解如何。また、当該必要性について検討した実績はあるか。

二 過度な地下水の汲み上げは地盤沈下など周辺環境に多大なる影響を与え、修復には数百年を要する事態にもなりうる。

昭和三十一年の工業用水法の制定、昭和三十七年の工業用水法の一部改正に併せた「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の制定などにより、地下水汲み上げを規制する立法がなされてきた。

近年、新たな観点からの規制立法がなされた実績はあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第四六九号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問に対する答弁書

一について

「森林資源の所有者、所有目的を包括的に管理することが具体的に何を指すかは定かではないが、水源のかん養など森林の有する公益的機能の維持に関しては、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく保安林制度や民有林における開発行為に対する許可制度等が設けられており、現在のところ、これらの制度に加えて、森林の所有に関する許可等を設ける特段の必要性は認められず、新たな立法の必要性はないものと考えている。

また、農林水産省において調査した限りでは、当該必要性について、審議会等において検討した実績はない。

二について

御指摘の法律の制定以降、地下水のくみ上げを規制する新たな立法がなされた実績については承知していない。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 七 〇 号

平成二十一年財政検証関連資料に関する質問主意書

提出者 山井 和則

厚生労働省資料「平成二十一年財政検証関連資料」（以下、「資料」という。）について、次のとおり質問する。

一 資料中の項目「世帯類型別の所得代替率」における世帯類型のうち、「夫のみ就労」「四十年間共働き」の定義はそれぞれ何か。

二 「夫のみ就労」をモデル世帯としている理由は何か。

三 「夫のみ就労」、「四十年間共働き」、「男子単身」、「女子単身」は、現役の被保険者ではそれぞれ何世帯か。また、全被保険者世帯に占める割合はそれぞれ何%か。

四 「夫のみ就労」（モデル世帯）の場合、一九七四年度生の者の平成六十二（二〇五〇）年の所得代替率は五〇．一％であるが、所得代替率が五〇．〇％を切るのは何歳以上の場合か。また、六十六歳、六十七歳、六十八歳、六十九歳、七十歳、七十五歳及び八十五歳時点での所得代替率はそれぞれ何%か。

五 夫は四十年間就労し、妻は四十年のうち五年間だけ就労した世帯の場合、平成六十二（二〇五〇）年の所得代替率は何%か。また、所得代

替率が五〇・〇％を切るのは、妻が何年間就労したときか。
右質問する。

内閣衆質一七一第四七〇号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出平成二十一年財政検査証関連資料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出平成二十一年財政検査証関連資料に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「夫のみ就労」とは、夫が厚生年金に加入している男子の平均的な賃金で四十年間就業し、妻がその全期間にわたり専業主婦（短時間労働等により収入を得ていたが、国民年金の第三号被保険者であった者を含む）であった同年齢の夫婦の世帯のことであり、「四十年間共働き」とは、夫が厚生年金に加入している男子の平均的な賃金で、妻が厚生年金に加入している女子の平均的な賃金で、それぞれ四十年間就業した同年齢の夫婦の世帯のことである。

二について

お尋ねについては、夫が第二号被保険者である世帯においては、妻が第三号被保険者である割合が高いこと、女性の就業形態が多様であり共働きの世帯について標準的な類型を設定する

ことが困難であること、過去の制度改正においても「夫のみ就労」世帯を念頭にいた給付水準を示しており、給付水準の変化を示すためには同一の指標に基づくことが適当であると考えられることである。

三について

お尋ねについては、現在六十歳未満の被保険者が六十歳になった時点で判明するものであることから、現時点で答えすることは困難である。

四について

お尋ねの年齢における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する割合は、六十五歳の場合が五十・一パーセント、六十六歳の場合が四十九・四パーセント、六十七歳の場合が四十八・七パーセント、六十八歳の場合が四十八・〇パーセント、六十九歳の場合が四十七・三パーセント、七十歳の場合が四十六・六パーセント、七十五歳の場合が四十三・三パーセント及び八十五歳の場合が四十・一パーセントである。したがって、当該割合が五十・〇パーセントを切る年齢は、六十六歳である。

なお、千九百七十四年度生まれの者の所得代替率が五十・一パーセントになるのは、平成六十二年ではなく、その者が六十五歳に達する平成五十一年度である。

五について

厚生労働省としては、お尋ねの試算は行っていない。

平成二十一年五月二十八日提出
質 問 第 四 七 一 号

育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問主意書

提出者 山井 和則

育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問主意書

育児休業申出書、育児休業取扱通知書について、次のとおり質問する。

一 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成三年法律第七十六号）に基づき、育児休業申出書を使用している事業主は何％か。また、育児休業取扱通知書を出している事業主は何％か。

二 育児休業申出書や育児休業取扱通知書がない場合、育児休業の期間を明記した書面として、どのような書面が存在するか。もし書面が存在しない場合、労働者は育児休業の期間や職場復帰する日をどのようにして確認できるか。右質問する。

内閣衆質一七一第四七一号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「育児休業申出書を使用している」との意味するところが必ずしも明らかではないが、育児休業を希望する労働者は育児休業の開始及び終了の予定日等を記載した書面（以下「育児休業申出書」という。）により、事業主に申し出なければならず、原則として事業主は当該申出を拒むことはできないとされている。育児休業申出書については、国としてその提出件数を把握する仕組みとなっていないため、お尋ねの割合についてお答えすることは困難である。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。以下「規則」という。）第三十三条に規定する書面については、国としてその交付件数を把握する仕組みとなっていないため、お尋ねの割合についてお答えすることは困難である。

二について

育児休業の開始及び終了の予定日については、育児休業申出書、規則第十一条及び第十四条に規定する書面並びに御指摘の「育児休業取扱通知書」を提出・交付することによって明確化されるところであり、これら以外にお尋ねのような育児休業の開始及び終了の予定日を記載した書面が存在するかどうかについては把握していない。

平成二十一年五月二十八日提出
質問 第四七二号

母子加算の廃止等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

母子加算の廃止等に関する質問主意書

生活保護給付にあった母子加算の廃止等について、次のとおり質問する。

一 母子加算の廃止により、母子加算が受けられなくなった世帯は何世帯か。また、その世帯の子供の数は何人か。

二 母子加算の廃止は問題と考えるがいかか。

三 母子加算が廃止され、「高等学校等就学費」と「ひとり親世帯就労促進費」のいずれも受給していない世帯は何世帯か。また、その世帯においては月におおよそいくらの減額になるか。

四 「ひとり親世帯就労促進費」の平成十九年度実績は、「三万円以上」、「三万円未満」それぞれ何世帯に支給し、合計額はいくらか。また、予算額はいくらであったか。

五 平成十七年度からの各年度について、母子加算の廃止及び高等学校等就学費・ひとり親世帯就労促進費の創設で、収入が増えた世帯は何世帯、何割か。また、収入が減った世帯は何世帯、何割か。

六 平成十七年度からの各年度について、母子加算の廃止及び高等学校等就学費・ひとり親世帯就労促進費の創設で、収入が月二万円以上減った世帯は何世帯、何割か。

七 平成十七年度からの各年度について、母子加算の廃止及び高等学校等就学費・ひとり親世帯

就労促進費の創設で、収入が月一万円以上三万円未満減った世帯は何世帯、何割か。

八 平成十七年度からの各年度について、母子加算の廃止及び高等学校等就学費・ひとり親世帯就労促進費の創設で、収入が月一万円未満減った世帯は何世帯、何割か。

九 母子加算が廃止・減額された世帯の中で、高校を中退した一人親世帯の子どもは、この三年間で何人か。

十 母子加算が廃止・減額された世帯の中で、高校進学をあきらめた一人親世帯の子どもは、この三年間で何人か。

十一 母子加算廃止後、実態調査は行ったか。実態把握は行ったか。

十二 母子加算廃止により、当該一人親世帯にどのような不利益或いは利益があったと把握しているか。

十三 十一で行っていないければ、母子加算廃止後の実態について調査すべきではないか。調査する場合、いつまでに結果はわかるか。

十四 母子加算を廃止する前に、母子世帯に及ぼす経済的影響や経済的実態を調査したか。調査したのであれば、調査した母子世帯数は何世帯か。また、調査を行わなかったのであれば、その理由は何か。

十五 厚生労働省資料「一般職業紹介状況(平成二十一年三月分及び平成二十年度分)」については、平成二十年度平均の有効求人倍率は〇・七七倍となり、前年度の一・〇二倍を〇・二五ポイント下回った。また、平成二十年度平均の有効求人倍率は、前年度に比べ十九・一%減となり、有効求職者は六・九%増となったとある。現在、就労意志があってもなかなか就労できない状況にあり、母子加算廃止で創設された、ひとり親世帯就労促進費、高等学校等就学費だけでは経済的に苦しく、母子加算を復活すべきであると考えるがいかか。

効求人倍率は、前年度に比べ十九・一%減となり、有効求職者は六・九%増となったとある。現在、就労意志があってもなかなか就労できない状況にあり、母子加算廃止で創設された、ひとり親世帯就労促進費、高等学校等就学費だけでは経済的に苦しく、母子加算を復活すべきであると考えるがいかか。

内閣衆質一七一第四七二号
平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出母子加算の廃止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出母子加算の廃止等に関する質問に対する答弁書

一について

母子加算については、十六歳から十八歳までの児童に係るものについて、平成十七年度から三年をかけて段階的に廃止し、また、十五歳以下の児童に係るものについて、平成十九年度から三年をかけて段階的に廃止したところである。

お尋ねについては、前者の廃止に係る世帯数は把握していないが、後者の廃止に係る世帯数については、平成二十年十一月末時点における被保護母子世帯の状況を基に推計すると、約五万三千世帯である。

二及び十五について

平成十六年に実施された母子世帯の生活費についての検証結果によると、母子加算を加えた被保護母子世帯の生活扶助基準額は一般母子世帯の平均的な消費水準を上回っており、また、母子加算を加えない生活扶助基準額についても一般勤労母子世帯の生活扶助相当支出額とおおむね均衡していた。母子加算については、これも踏まえ、一律で機械的な給付を見直し、ひとり親世帯の親の就労に伴う追加的な支出に配慮しつつ、ひとり親世帯の自立に向けた給付とするよう、見直しを行ったものであり、公平性の観点からも、必要なものであると考えている。

三、五から十一まで及び十三について

お尋ねについては把握していないが、ひとり親の生活保護世帯について、平成二十年度、世帯主の就労状況や福祉事務所による就労支援の状況等の実態調査を行ったところであり、平成二十一年度は、世帯主の就労状況や高等学校等への就学状況等の実態調査を行う予定である。

四について

ひとり親世帯就労促進費については、世帯主の就労収入が月三万円以上の世帯に対し、月額一万円、世帯主の就労収入が月額三万円未満の世帯又は世帯主が職業訓練に参加している世帯に対し、月額五千円の給付を行っているところである。平成十九年度の給付実績としては、前者の世帯については、約四千五百世帯に対し、約五億四千万円、後者の世帯については、約七百世帯に対し、約四千万円の給付を行ったところ

ろである。また、お尋ねの国の予算額は、約四億八千六百万円である。

十二について

お尋ねについては、世帯の状況によるものであることから、一概にお答えすることは困難であるが、生活保護受給世帯に対しては、健康で文化的な最低限度の生活に必要な保障を行っているところである。

十四について

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、平成十一年度被保護者生活実態調査の結果に基づき、被保護母子世帯の家計の状況を踏まえつつ、検討を行ったところである。また、当該調査においては、毎月、被保護母子世帯に対する調査を実施したが、対象となつた世帯数は月平均で百三十九である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円